

## 主 文

- 1 被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスは、原告aに対し、連帯して514万円及びこれに対する平成27年10月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 2 被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスは、原告bに対し、連帯して171万円及びこれに対する平成27年10月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスは、原告cに対し、連帯して171万円及びこれに対する平成27年10月22日から支払済みまで年5分の割合  
10 による金員を支払え。
- 4 被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスは、原告dに対し、連帯して171万円及びこれに対する平成27年10月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告A&AM及び被告MMKは、原告eに対し、連帯して885万円及びこれ  
15 に対する平成29年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 被告A&AM及び被告MMKは、原告fに対し、連帯して569万円及びこれに対する平成29年11月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 20 7 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、別紙1訴訟費用記載のと通りの負担とする。
- 9 この判決は、第1項ないし第6項に限り、仮に執行することができる。ただし、次の被告らが、各原告に対し、次の各金員の担保を供するときは、当該原告との関係でその仮執行を免れることができる。
- 25 (1) 被告A&AM 原告aに対し410万円、原告bに対し135万円、原告c  
に対し135万円、原告dに対し135万円、原告eに対し600万円、原告

f に対し 450 万円

(2) 被告MMK 原告 a に対し 410 万円、原告 b に対し 135 万円、原告 c に対し 135 万円、原告 d に対し 135 万円、原告 e に対し 600 万円、原告 f に対し 450 万円

5 (3) 被告ニチアス 原告 a に対し 410 万円、原告 b に対し 135 万円、原告 c に対し 135 万円、原告 d に対し 135 万円

## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 章 請 求

1 被告らは、原告 a に対し、連帯して 1430 万円及びこれに対する平成 27  
10 年 10 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告 b に対し、連帯して 476 万 6666 円及びこれに対する平成 27 年 10 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、原告 c に対し、連帯して 476 万 6666 円及びこれに対する平成 27 年 10 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

15 4 被告らは、原告 d に対し、連帯して 476 万 6666 円及びこれに対する平成 27 年 10 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

5 被告らは、原告 e に対し、連帯して 2860 万円及びこれに対する平成 29 年 3 月 12 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

20 6 被告らは、原告 f に対し、連帯して 2860 万円及びこれに対する平成 29 年 11 月 21 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

### 第 2 章 事 案 の 概 要

#### 第 1 節 事 案 の 要 旨

本件は、建設作業従事者である k（以下「被災者 k」という。）の相続人である原告 a b c d 並びに建設作業従事者である原告 e 及び原告 f（以下、被災者 k、原告 e 及び原告 f の各人を「本件各被災者」という。）が、建材メーカーである被告らに対し、被告らは、石綿含有建材から生ずる石綿粉じん

25

ばく露すると石綿の吸入に起因する疾患（以下「石綿関連疾患」という。）を  
発症する危険があること等を表示する義務（以下「警告表示義務」という。）  
を履行せずに石綿含有建材を製造販売し、本件各被災者が作業する建設現場  
に到達させ、本件各被災者はこれにより石綿関連疾患に罹患したと主張して、  
5 民法719条1項後段類推適用により、損害賠償金(慰謝料及び弁護士費用)  
並びにこれに対する各石綿関連疾患の診断確定の日から支払済みまで平成2  
9年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金  
を連帯して原告それぞれに支払うよう求める事案である。

なお、略語等は別紙2略語一覧表記載のとおりである。

10 第2節 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により  
容易に認められる事実）

### 第1 当事者等

#### 1 被災者k

(1) 被災者kは、昭和48年5月頃から配管工として石綿含有建材が使用さ  
15 れる建設現場での作業に従事した（甲D1の2の1）。

(2) 被災者kは、上記(1)の建設現場での石綿粉じんへの累積的なばく露によ  
り肺がんを罹患（平成27年10月22日診断確定）、平成28年11月  
14日、同疾患を原因として死亡した（甲D1の2の1、甲D1の3の2）。

20 なお、被告らの中には、被災者kの喫煙歴を理由として石綿粉じんへのば  
く露と肺がんの発症との因果関係を否定すべき旨主張する者がいるが、後  
記第4章第3節第3の2のとおり、採用できない。）。

(3) 原告aは被災者kの妻であり、原告b、原告c及び原告dは被災者kの  
子である（甲D1の4の1～6）。

#### 2 原告e

25 (1) 原告eは、昭和40年4月頃から大工として石綿含有建材が使用される  
建設現場での作業に従事した（甲D2の2の1）。

(2) 原告 e は、上記(1)の建設現場での石綿粉じんへの累積的なばく露によりびまん性胸膜肥厚にり患した（平成29年3月12日診断確定。甲D2の2の1）。

### 3 原告 f

(1) 原告 f は、昭和42年4月頃から左官として石綿含有建材が使用される建設現場での作業に従事した（甲D3の2の1）。

(2) 原告 f は、上記(1)の建設現場での石綿粉じんへの累積的なばく露により肺がんにり患した（平成29年11月21日診断確定。甲D3の2の1）。

### 4 被告ら

(1) 被告らは、いずれも石綿含有建材を製造販売していた建材メーカー又はその承継人である（弁論の全趣旨）。

(2) 被告A&AMは、平成12年10月に、いずれも石綿含有建材を製造販売していた建材メーカーである浅野スレート株式会社（以下「浅野スレート」という。）と株式会社アスク（以下「アスク」という。）とが合併して発足した会社であり、アスクの昭和62年4月までの商号は朝日石綿工業株式会社である（弁論の全趣旨。なお、本判決書では、合併前の会社や商号変更前の会社についても、合併後の会社や商号変更後の会社の略語を用いることがある。）。

(3) 被告MMKの昭和47年4月までの商号は三好石綿工業株式会社、同月から昭和48年1月までの商号は三菱セメント石綿工業株式会社、同月から平成4年10月までの商号は三菱セメント建材株式会社、同月から平成27年10月までの商号は三菱マテリアル建材株式会社である（弁論の全趣旨）。

(4) 被告ニチアスの昭和56年までの商号は日本アスベスト株式会社である（弁論の全趣旨）。

## 第2 石綿及び石綿含有建材の概要

- 1 石綿は、天然に産出される繊維状の無機ケイ酸塩鉱物の総称である。その種類としてはクリソタイル（白石綿、温石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿、褐石綿）、アンソフィライト（直閃石）、トレモライト（透閃石）及びアクチノライト（陽起石）がある。石綿は、紡織性、抗張力、耐熱性等に特長がある。（甲A1〔17～18、22～23頁〕）
- 5
- 2 日本における年間石綿輸入量は、昭和25年以降に年々増加し、昭和49年に最高の35万2000tに達し、その後も増減を繰り返しながら20万t以上で推移したが、国の石綿含有率低減化政策等により平成2年以降は急速に減少し、平成12年に10万tを下回り、石綿使用がほぼ全面的に禁止された平成18年以降はゼロとなった（甲A1〔25頁〕）。
- 10
- 3 石綿の主要な用途として、建材である石綿セメント製品がある。石綿セメント製品は板状製品とパイプ状製品に大別され、板状製品は屋根、外壁、軒天井、内壁、天井、床等に使用され、パイプ状製品は煙突や排気管、上下水道管等として使用された。石綿の製品における石綿セメント製品（建材製品）の割合は、昭和57年には約68%であり、平成8年には約93%であった。また、鉄骨造建物の工事においては、躯体となる鉄骨の耐火被覆として石綿とセメント等を混合して吹き付ける工法が用いられたり、建物内の配管の保温のために石綿含有保温材が用いられたりすることがあった。（甲A1〔29～37頁〕）
- 15
- 4 国土交通省及び経済産業省が公表している石綿（アスベスト）含有建材データベース（以下、単に「データベース」という。）は、石綿含有建材を次のとおり分類している（甲C8〔枝番を含む。以下、同じ。〕、甲C25。令和5年1月25日のデータベース更新の内容は当裁判所に顕著である。なお、被告らの中には建材の種類を番号で呼称する者がいるが、本件で提出された証拠では建材の種類に番号が付されていることは確認できず、データベース更新の際に廃止された可能性がある。）。
- 20
- 25

石綿含有スレートボード・フレキシブル板（以下「フレキ板」という。）

石綿含有スレートボード・平板（以下「平板」といい、フレキ板及び平板を包括する建材の種類名として「ボード2種」を用いる。）

石綿含有スレートボード・軟質板（以下「軟質板」という。）

5 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板（以下「軟質フレキ板」という。）

石綿含有スレートボード・その他

石綿含有スラグせっこう板（以下「スラグせっこう板」という。）

石綿含有パルプセメント板（以下「パルプセメント板」という。）

10 石綿含有押出成形セメント板

石綿含有けい酸カルシウム板第1種（以下「けいカル板」といい、フレキ板、平板及びけいカル板を包括する建材の種類名として「ボード3種」を用いる。）

15 石綿含有ロックウール吸音天井板（以下「ロックウール吸音天井板」という。）

石綿含有せっこうボード（以下「せっこうボード」という。）

石綿含有パーライト板（以下「パーライト板」という。）

石綿含有その他パネル・ボード

石綿含有壁紙

20 石綿含有ビニル床タイル

石綿含有ビニル床シート

石綿含有ソフト巾木

石綿含有住宅屋根用化粧スレート

石綿含有ルーフィング

25 石綿含有窯業系サイディング

石綿含有建材複合金属系サイディング

石綿含有スレート波板・大波

石綿含有スレート波板・小波

石綿含有スレート波板・その他

石綿セメント管

5 石綿セメント円筒（令和5年1月25日のデータベース更新後のもの。以下、同更新後のものを単に「石綿セメント円筒」という。）

石綿ビニル二層管（令和5年1月25日のデータベース更新後のもの。同更新前は石綿セメント円筒に含まれていた。以下「耐火二層管」という。）

石綿発泡体

10 石綿含有けい酸カルシウム板第2種（以下「けいカル第2種」という。）

吹付け石綿

石綿含有吹付けロックウール

湿式石綿含有吹付け材

### 第3 石綿関連疾患の概要

#### 15 1 石綿ばく露の指標

(1) 石綿ばく露の指標となる医学的所見としては、①胸膜プラーク、②石綿小体及び石綿繊維、③石綿肺が挙げられ、その概要は以下のとおりである。

#### (2) 胸膜プラーク

20 胸膜プラークは、胸膜肥厚斑あるいは限局性胸膜肥厚ともいわれ、石綿ばく露と極めて関係の深い医学的所見である。現在の日本においては、石綿ばく露によってのみ発生すると考えてよいといわれている。

胸膜プラークは、石綿ばく露開始直後には認められず、石綿ばく露後少なくとも10年以上、おおむね15～30年で出現すると考えられている。経過とともに石灰化するが、ばく露開始から20年以内に石灰化胸膜プラークが出現することはまれである。

25

#### (3) 石綿小体及び石綿繊維

石綿繊維は、他の粉じん粒子とは異なり、吸入された数十 $\mu\text{m}$ （マイクロメートル）といった比較的長い繊維も直径が極めて細いので、肺胞にまで到達し、そのまま長期間滞留する。そうした石綿繊維の一部は、表面に鉄蛋白が付着して歪鈴状になった、いわゆる石綿小体を形成する。

#### 5 (4) 石綿肺

石綿肺は、じん肺の一種であり、石綿粉じんを吸入することによって起こる肺のびまん性間質性肺線維症である。日本では、胸部エックス線所見で下肺野の線状影を主とする異常陰影を不整形陰影と定義し、職業上の石綿ばく露歴があり、じん肺法による胸部エックス線の像の型が第1型以上のものを石綿肺として、肺機能検査と組み合わせて健康管理の措置を講じている。

したがって、じん肺法で定めるところの石綿肺は、高濃度の石綿ばく露によって発生する疾患でもあり、同時に、石綿ばく露の重要な医学的所見の一つでもある。

15 ((1)～(4)につき、乙マ2005〔3～5頁〕)

## 2 石綿関連疾患

石綿関連疾患としては、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水が知られており、このうち②肺がん、④びまん性胸膜肥厚の概要は以下のとおりである。

### 20 (1) 肺がん

ア 肺がん（原発性）は、石綿に特異的な疾患である中皮腫と異なり、喫煙をはじめ、石綿以外に発症原因が多く存在する疾患であり、石綿粉じんばく露者の肺がんとは石綿粉じんばく露を受けていない者にみられる肺がんとは臨床像に違いはない。

25 肺がん発症における喫煙と石綿の関係は、相加的よりも相乗的に作用すると考えられており、喫煙歴も石綿粉じんばく露歴もない人の発がん

リスクを1とすると、喫煙歴があり石綿粉じんばく露歴がない人では10.85倍、喫煙歴がなく石綿粉じんばく露歴がある人では5.17倍、喫煙歴も石綿粉じんばく露歴もある人では53.24倍になると報告されている。

5 イ 石綿のばく露量と肺がんの発症率との間には、累積ばく露量が増えれば発症リスクが上がるという直線的な量-反応関係があることが判明している。

石綿肺がんの潜伏期間は、15～60年（中央値43年）とする報告や、平均31.8年で、石綿ばく露開始から40年以上経過して発生する事例もあるとする報告などがある。

10 (ア、イにつき、乙マ2005〔9～10頁、15頁〕)

#### (2) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚とは、胸膜プラークが壁側胸膜の病変であるのに対し、臓側胸膜（肺側胸膜）の病変であり、壁側胸膜との癒着を伴う。

15 石綿肺と同様に、病態は徐々に進行する経過をたどるが、肺がん・中皮腫のように短期間で死に至ることはない。

(以上につき、乙マ2005〔21～22頁〕)

### 第4 アスベスト規制に関する法令の改正経緯等

別紙3記載のとおり。

## 20 第3章 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①被告らの警告表示義務の有無、②本件各被災者に対する被告らの建材現場到達事実の有無（被告らの建材による石綿粉じんへの本件各被災者のばく露の有無及び石綿関連疾患発症との因果関係）、③被告らの損害賠償責任の範囲の考慮事情（主に寄与度）及び④本件各被災者の損害額

25 である。

### 第1節 被告らの警告表示義務の有無

## 第1 原告らの主張

### 1 石綿含有建材の危険の認識可能性の有無及び認識可能な時期

石綿粉じんの有害性は戦前から指摘されており、昭和47年頃には石綿粉じんばく露によって肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚が発症するという医学的知見が確立し、昭和49年には一般経済誌においても石綿取扱作業者のじん肺り患状況を紹介する記事が掲載された。

このような社会状況に鑑みれば、被告らは、遅くとも昭和49年1月1日には、石綿含有建材から発生・飛散する石綿粉じんにばく露することによって建設作業従事者が石綿関連疾患にり患する危険を認識することができた。

### 2 警告表示義務の有無及び始期

製品を製造販売する企業は、製品の使用状況、使用態様等を把握した上で、製品の使用において発生する危険に関する情報を正しく購入者ないし使用者に伝達して危険を生じさせない義務を負う。そして、製品の使用者の生命・身体に危険が生じる可能性がある場合には、同危険を認識次第、直ちに製造販売する製品に関する警告を表示する義務を負う。

上記1のとおり、被告らにつき、昭和49年1月1日には石綿含有建材の危険の認識可能性が認められるから、被告らは、昭和49年1月1日以降、後記3及び4の警告表示義務を負っていた。

### 3 警告表示義務の内容

被告らは、自社の製造する石綿含有建材に以下の内容の明確かつ具体的な警告表示を行う義務があった。同警告表示は、当該建材又はその最小単位の包装に印刷又はシールの貼付等によって行うべきである。被告らは、いずれも、同警告表示を行っておらず、警告表示義務違反が認められる。

(1) 石綿を含有するときはその旨及び量

(2) 石綿の危険性（石綿粉じんばく露により石綿肺、肺がん、中皮腫等重篤な疾患を発症する危険があること）

(3) 当該危険を防止するための対策（防じんマスクを着用すること、集じん機付き工具を使用することなど）

#### 4 警告表示義務の相手方

被告らは、建物の新築工事及び新たに建材を使用する改修・改築工事の当該建材を使用した以降の工程の全ての建設作業従事者に対して、警告表示義務を負う。

当該建材を直接使用する職種以外の建設作業従事者に対しても、警告表示を直接見る建材の購入者を介して警告表示の内容が伝えられることが想定されている。

## 第2 被告らの主張

### 1 石綿含有建材の危険の認識可能性の有無及び認識可能な時期並びに警告表示義務の始期

#### (1) 石綿含有建材の危険の認識可能性の有無

被告らが石綿含有建材を製造販売していた当時は、石綿も適切に管理して使用すれば安全であるとの見解が有力であった。被告らに石綿含有建材の危険に係る認識可能性はない。

旧労基法及び安衛法等は、使用者及び労働者に対し、呼吸用保護具（防じんマスク）の備付けないし着用を義務付けていたところ、これらの規定に反して、防じんマスクが着用されないことを被告らが予見することはできない。

#### (2) 石綿含有建材の危険を認識可能な時期、警告表示義務の始期

仮に、石綿含有建材の危険の認識可能性が認められるとしても、昭和40年代中頃までは、石綿粉じんの低濃度ばく露による肺がんの危険の医学的知見が確立されていたとはいえない。また、昭和40年代の建設現場において、吹付作業ではない作業につき許容濃度等を超過する危険な状況に達していることを示す測定結果はなく、電動工具も普及過程にあった。被

告らが製造する石綿含有建材の中には、電動工具で切断されることを想定していない製品（けいカル板）もあることを併せ考慮すると、昭和40年代において建設作業従事者に石綿粉じんばく露による生命・健康への危険が生じることを、被告らが具体的に認識できたとはいえない。

5 被告らの警告表示義務の始期は、昭和53年以降というべきであり、どれほど早くとも、昭和50年10月1日より早くなることはない。

## 2 警告表示義務の内容

被告らは、表示方法通達（別紙3の4(2)）において石綿含有建材につき警告表示をするべき具体的内容が定められていたから、被告らにこれと異なる警告表示を期待することはできない。私法上の警告表示義務と公法上の警告表示義務は、法的性質は異なるものの、その目的は共通しているところ、国が定めた表示方法通達に従えば、当該目的を達成できるものと考えられるから、被告らが、表示方法通達に則った警告表示をしていれば私法上の義務たる警告表示義務を履行できていると判断したこともやむを得ない。被告らは、  
10 表示方法通達と異なる内容の私法上の警告表示義務を負わない。  
15

## 3 警告表示義務違反の有無

被告らの中には、当時のJIS規格で原料として石綿を使用することが規定されていた建材についてはJISマークを表示することで間接的に石綿含有建材であることを表示する、「a」マーク（日本石綿協会が平成元年7月以降に導入した、石綿含有量が5%を超える石綿含有建材〔平成7年1月1日以降は石綿含有量が1%を超えるものに対象が拡大された。〕である旨示す  
20 マーク）を付す、取扱い注意事項や加工上の注意事項を記載した書面を製品に添付するなどしていた者がおり、警告表示義務を履行していたといえる。

## 4 警告表示義務の相手方、対象建材

25 既存の建材を補修・解体する作業の従事者は警告表示義務の相手方に含まれない。

屋外作業の従事者は警告表示義務の相手方に含まれず、屋外作業で使用される外装材は警告表示義務の対象とはならない。

二次加工メーカー、プレハブメーカー及び住宅機器メーカー（以下「二次加工メーカー等」という。）に対して出荷した製品については、当該二次加工メーカー等が加工するなどして出荷する。二次加工メーカー等による製品の加工後は、一次メーカーの警告表示は消失してしまう可能性があることも踏まえると、警告表示義務は、二次加工メーカー等が負うものであり、このような製品は一次メーカーの警告表示義務の対象とはならない。

## 第2節 建材現場到達事実の立証方法

### 第1 原告らの主張

#### 1 総論

特定の建材メーカーが警告表示義務に違反して製造販売した石綿含有建材が特定の被災者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していた事実（以下「建材現場到達事実」という。）が認められる場合、当該建材メーカーは、民法719条1項後段の類推適用により、当該被災者の石綿関連疾患による損害について不法行為責任を負う。

建材現場到達事実は、次の各事項を検討・立証することによって推認することができる。

(1) データベースに基づき石綿含有建材を分類し、その中から、被災者の職種、作業内容、作業に従事した期間と建材の製造期間の重なり程度、作業に従事した主な建物の種類と建材が用いられる建物の種類の重なり程度等を踏まえて、石綿粉じんにはく露したことにより当該被災者の石綿関連疾患の発症に与えた影響が大きい石綿含有建材の種類（以下「主要原因建材」という。）を選定する。

(2) 主要原因建材を製造販売した建材メーカーのうち、建材現場到達事実が認められる建材メーカー（以下「主要原因企業」という。）を選定する。

同種の建材の中でのシェアが概ね10%以上である建材メーカーの建材は、20現場で1回以上取り扱う確率は90%近いものとなるから、被災者が作業した建設現場に到達した蓋然性は高いといえる。

(3) または、被災者等が取り扱った石綿含有建材の名称、製造者等につき具体的な供述等をする場合には、その供述等により、その被災者が作業した建設現場に到達した石綿含有建材を特定する。

## 2 主要原因建材の特定

後記第3節のとおり、被災者kの主要原因建材はボード2種、けいカル板及び耐火二層管であり、原告eの主要原因建材はボード2種及びけいカル板であり、原告fの主要原因建材はボード2種、けいカル板及び石綿セメント円筒である。

## 3 主要原因企業の特定（シェアの算定）

原告らは、ボード2種、けいカル板及び耐火二層管の主要原因企業について、シェアにより立証する（石綿セメント円筒の原告fに対する主要原因企業については、原告fの供述等により立証する。）。)

### (1) ボード2種のシェア

甲C5、甲C6、甲C16及び甲C19に基づきボード2種のシェアを算出すると、別紙4の【石綿スレートボード】記載のとおりとなり、被告A&AM及び被告MMKに10%以上のシェアが認められる。

### (2) けいカル板のシェア

甲C16、甲C17及び甲C19に基づきけいカル板の出荷量に基づくシェアを算出すると、別紙4の【けい酸カルシウム板第一種（内装材）】（出荷量に基づくシェア）記載のとおりとなり、被告ニチアス、被告A&AM及び被告MMKに概ね10%以上のシェアが認められる。

甲C18に基づきけいカル板の生産数量に基づくシェアを算出すると、別紙4の【けい酸カルシウム板第一種（内装材）】（生産数量に基づくシェ

ア) 記載のとおりとなり、被告ニチアス、被告A&AM、被告神島化学及び被告MMKに概ね10%以上のシェアが認められる。

(3) 耐火二層管のシェア

甲C11及び甲C12に基づき耐火二層管のシェアを算出すると、別紙4の【石綿セメント円筒(耐火被覆塩ビ管)】記載のとおりとなり、被告A&AMに概ね10%以上のシェアが認められる。

(4) ボード2種とけいカル板とのシェアの合算について

けいカル板は、耐火性・断熱性に優れていたため耐火間仕切壁にも使用されていた。この点においてボード2種とは用途が異なり、代替可能な建材とはいえないから、これらを合算してシェアを算出すべきではない。

仮に、これらを合算するとしても、甲C16、甲C17及び甲C19に記載された内装材の使用割合に基づき内装材の用途に供されたボード3種のシェアを算出すると、別紙4の「石綿含有スレートボードとけい酸カルシウム板第1種の出荷量及び通算シェア」のとおりとなり、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスのシェアは優に10%を超える。

## 第2 被告らの主張

### 1 総論

シェアによる確率計算をもって建材現場到達事実を推認する手法は、建設現場における建材の出現頻度が区々であること、建設作業従事者が無作為に建設現場を選んでいるわけではないこと等を見無視した不合理なものである。かかる手法によって建材現場到達事実が推認できるとは到底いえない。

シェアによる立証を認めるとしても、シェア20～25%を到達の認定の基準とすべきであり、10%程度の低率なシェアでは到達は推認されない。

### 2 主要原因建材の特定(けいカル板に関する被告ニチアスの主張)

被告ニチアスが製造販売するけいカル板の主要な切断方法はカッターでの切断である(乙マ1025[5、14頁]、乙マ1029、乙マ1031、乙

マ1036等)。切断時、大量の石綿粉じんが発生するとはいえず、被告ニチアスが製造販売したけいカル板は主要原因建材となり得ない。

### 3 主要原因企業の特定

#### (1) シェアの認定一般

5 本件各被災者は、いずれも四国内の建設現場で作業しているから、シェアは、四国内における出荷実績に基づき算定すべきである（被告A&AM及び被告神島化学の主張）。

10 シェアを算出する際、二次加工メーカー等出荷分、自社施工分、内装用途以外に使用される出荷分、材工一式方式による出荷分については、シェアから除外されるべきである（被告A&AMの主張）。

被告A&AMのシェアの算定において、浅野スレートのシェアとアスクのシェアは合算すべきでない（被告A&AMの主張）。

石綿含有建材と無石綿化建材（ノンアス建材）は合算して検討すべきである。

#### 15 (2) ボード2種とけいカル板とのシェアの合算について

ボード2種及びけいカル板は、いずれも防火性・耐火性があり、使用用途・使用箇所等も類似し、相互に代替性・競合性があるから、合算の上でシェアを算出すべきである。

20 その他、スラグせっこう板及びせっこうボードの一種である防水ボードと、ボード3種とはその用途が共通しており、相互に代替可能な建材といえるから、これらも合算の上シェアを算定すべきである。

#### (3) けいカル板のシェア

##### ア 被告A&AMの主張

25 被告A&AMは、昭和53年から昭和55年までの期間は化粧板のけいカル板を製造販売していないため、シェアを算定する際は、これを考慮すべきである。

イ 被告ニチアスの主張

被告ニチアスのけいカル板の90%はゼネコンを經由して中高層建築向けに出荷されており、住宅向けに出荷されたのは10%に留まる（乙マ1032、乙マ1033）。これを基に、被告ニチアスの住宅向けけいカル板のシェアを算出すると、10%を下回る。

ウ 被告神島化学の主張

けいカル板に関する資料（甲C3、乙シ6等）では、主要メーカーとして被告神島化学は挙げられていない。被告神島化学が製造販売したけいカル板のシェアは10%を下回る。

(4) 耐火二層管のシェア（被告A&AMの主張）

耐火二層管は、汚水・雑排水の水管や、病院等の排水管として使用されていた（甲C11の8頁）ところ、強化プラスチック複合管及びフッ素樹脂ライディング鋼管と用途が共通している。耐火二層管のシェアは、これらの建材と合算すべきである。

被告A&AMの四国内における耐火二層管の出荷量は微量とされていることから分かります（乙キB3）、四国内において耐火二層管についての被告A&AMの代理店が存在しておらず、販売も行われていなかった。四国内のシェアは国内シェアと異なる。

原告ら主張のシェアは、被告A&AMがOEM受注していた三菱樹脂社の販売実績を含めたものである。二次加工メーカー等出荷分と同様、これらはシェアの算定の際、除外する必要がある。

第3節 本件各被災者に対する被告らの建材現場到達事実の有無

第1 被災者kに対する建材現場到達事実

1 原告abcdの主張

(1) 作業内容等

被災者kは、昭和48年5月1日から平成27年10月頃までの間、兄

1 が営む乙工業に雇用され、配管工として建設現場で作業していた。新築・改修の現場割合は、新築 8 割、改修 2 割程度であった。解体現場はなかった。建物の種類は、大規模建築が 9 割以上で、建物の構造は、鉄筋コンクリート造が約 8 割、鉄骨造が 2 割弱程度で、木造はほとんどなかった。

5 作業した現場数は、年間平均 25 現場であった。

被災者 k は、約 7 割の現場で、壁・天井の開口作業や切断作業のため、ボード 2 種及びけいカル板を電動ドリル、電動サンダー、電動丸のこを使用して穿孔・切断するなどしていた。これらの作業は、いずれも屋内で行われていた。また、被災者 k が作業する近くで、大工・内装工等がボード  
10 工事を行うことが多く、この際、ボード 2 種及びけいカル板を電動丸のこやカッターで切断していたため、被災者 k は、これによって生じた石綿粉じんに間接的にばく露した。

被災者 k は、約 4 割の現場で、耐火二層管を高速カッターで切断して雑排水管や汚水管として取り付けていた。この作業も、屋内で行われてい  
15 た。

## (2) 主要原因建材及び主要原因企業

上記(1)の事実からすれば、被災者 k の主要原因建材は、ボード 2 種、けいカル板及び耐火二層管である。

これらの建材について、高いシェアを有する建材メーカーは上記第 2 節  
20 第 1 の 3 のとおりであるから、ボード 2 種につき被告 A&AM 及び被告 MMK が、けいカル板につき被告 A&AM、被告 MMK、被告ニチアス及び被告神島化学が、耐火二層管につき被告 A&AM が主要原因企業となる。

## 2 被告らの主張

### (1) 吹付材が主要原因建材であること

25 被災者 k は配管工であるから、ボード 3 種は主要原因建材にならない。  
被災者 k は、石綿吹付工事のすぐそばで配管工事を行っていた旨述べてい

る。ボード3種は吹付材と比べて飛散性が低くばく露量が僅少であるから、被災者kの主要原因建材は吹付材であってボード3種ではない。被災者kの労災認定も、被災者kの主要原因建材が吹付材であるとの前提に立っている。石綿を含有した吹付材は平成元年頃まで使用されていた。

5 (2) 被災者kがボード3種の開口作業等を行ったのは改築工事であること  
被災者kは、労災認定の申立ての際に、「配管を修理したり、増設したりする工事のために、天井や壁の石綿含有けい酸カルシウム板等の建材を切断・開口する作業」をしたとしており、新築工事の作業ではない。

(3) ボード3種に関する間接ばく露の可能性が乏しいこと  
10 被災者kが作業した建設現場の9割以上は大規模建築であるところ、このような建設現場では、ゼネコンの工程管理により多職種が同時並行的に作業を行う可能性は乏しく、ボード3種から間接的にばく露することは考えられない。また、大規模建築の建設現場では、ゼネコンが元請となっており、防じんマスクが備え付けられていた。

15 (4) 1 供述の信用性  
1の供述は、被災者kが死亡してから相当期間が経過した後なされたものであるから、その内容の信用性は認められない。

## 第2 原告eに対する建材現場到達事実

### 1 原告eの主張

20 (1) 作業内容等

原告eは、父による雇用等を経て、昭和50年頃から平成29年9月頃まで、一人親方の大工として建設現場で作業していた。新築・改築の現場割合は、新築6割、改築4割程度であった。建物の種類は、個人の住宅がほとんどで、構造は木造がほとんどだった。

25 原告eは、内装工事及び軒天井の施工に関与していた。現場ごとの作業期間は、新築が約6か月、改築が約1～2か月であった。作業日数は年間

300日程度であり、現場数は、昭和50年頃以降の全期間を通じて、新築現場が70～80件程度、改築現場が300件以上であった。

原告eは、ボード2種及びけいカル板を主に取り扱い、ボード2種は内装材として、けいカル板は軒天井として使用し、電動丸のこ、手のこ等を使用してこれらを切断する、断面をやすりがけする、ボード2種は電動ドライバを用いてビス留めする、けいカル板は釘打ちで取り付けるなどの作業を行っていた。これらの作業はいずれも屋内で行われた。

## (2) 主要原因建材及び主要原因企業

上記(1)の事実からすれば、原告eの主要原因建材は、ボード2種及びけいカル板となる。これらの建材について高いシェアを有する建材メーカーは上記第2節第1の3のとおりであるから、ボード2種につき被告A&AM及び被告MMKが、けいカル板につき被告A&AM、被告MMK、被告ニチアス及び被告神島化学が主要原因企業となる。

## 2 被告ニチアスの主張

原告eが作業した建設現場は、個人の住宅ないし木造住宅がほとんどであった。上記第2節第2の3(3)イのとおり、被告ニチアスのけいカル板の90%は中高層建築向けの出荷であるから、原告eが作業した建設現場に被告ニチアスが製造販売したけいカル板は到達していない。

## 第3 原告fに対する建材現場到達事実

### 1 原告fの主張

#### (1) 作業内容等

原告fは、昭和42年頃から平成12年頃までの間、父の従業員又は一人親方の左官として建設現場で作業していた。新築・改修（改築）の現場割合は、新築が1～2割、改修が8～9割であった。建物は、個人の一般木造住宅が多かったが、学校やビル等の建設現場で作業することもあった。

作業した現場数は、年間30件ほどであった。

原告 f は、風呂、トイレ、台所、洗面所等の水回りの左官作業を行ったほか、半分程度の現場では、工程の全部を請け負い、ボード 2 種及びけいカル板を電気サンダー及び電動丸のこを使用して切断・加工して貼っていた。この作業は屋内で行われた。工事を大工と共に実施する場合は、ボード 2 種及びけいカル板の切断は大工が行ったが、その石綿粉じんは同じ現場で作業している原告 f のところまで飛散し、間接的にばく露した。

原告 f は、年間 20～30 件程度の現場で、風呂釜の煙突、台所のかまど煙突、汲み取り式トイレの臭気管等に「アサノ」「アサノパイプ」との記載のある石綿セメント円筒を設置する際、長さ調節のため電気サンダー等を用いてこれを切断した。この作業は、屋外ですることもあったが、屋内ですることが多かった。

## (2) 主要原因建材及び主要原因企業

上記(1)の事実からすれば、原告 f の主要原因建材は、ボード 2 種、けいカル板及び石綿セメント円筒である。

ボード 2 種及びけいカル板について、高いシェアを有する建材メーカーは上記第 2 節第 1 の 3 のとおりであるから、ボード 2 種につき被告 A & A M 及び被告 MMK が、けいカル板につき被告 A & A M、被告 MMK、被告 ニチアス及び被告神島化学が主要原因企業となる。

石綿セメント円筒について、「アサノ」「アサノパイプ」との表記からすれば、原告 f が取り扱ったのは浅野スレートが製造販売した建材であるといえるから、被告 A & A M が主要原因企業となる。

## (3) 被告らの主張に対する反論

被告らは、下記のとおり、原告 f の主要原因建材がテーリング（混和材）である旨主張する。しかし、一般木造住宅の建設現場においては、石綿含有の混和材を使用することはほとんどなく、原告 f も、モルタルを塗るときには浅黄土という混和材（甲 D 3 の 5 の 1～2。石綿を含有しない）を

使用していた。テーリングが使用される現場への応援に呼ばれたときも、原告 f が混練作業をすることはなかった。

以上より、テーリングは、原告 f の主要原因建材ではない。

## 2 被告らの主張

- 5 (1) 原告 f は主として既存のボード 3 種の解体・撤去作業に従事したものと考えられ、新たなボード 3 種の設置作業に従事したとはいえないから、原告 f との関係において、被告らは警告表示義務違反の責任を負わない。

左官工については、左官作業で使用するテーリング（混和材）が主要原因建材となるから、ボード 3 種は主要原因建材とはならない。

- 10 (2) 被告 A & AM の主張

「アサノ」「アサノパイプ」と記載のある石綿セメント円筒について、原告 f は、昭和 50 年代において風呂釜及びかまどの煙突ないし汲み取り式トイレの臭気管を設置した旨主張するが、同年代には既にガスが普及しており、そのような設置工事が行われた可能性は乏しい。

- 15 煙突の設置作業は、いずれも屋外で行われるから、被告 A & AM は警告表示義務を負わない。

- (3) 被告ニチアスの主張

- 原告 f が作業した建設現場は一般木造住宅であるから、その 90% が中高層建築向けに出荷される被告ニチアスの製造販売するけいカル板は、原告 f が作業した建設現場に到達していない。

## 第 4 節 被告らの損害賠償責任の範囲の考慮事情

### 第 1 寄与度総論

#### 1 原告らの主張

- 被災者の石綿粉じんへのばく露において、主要原因建材からのばく露量は圧倒的に多いから、主要原因建材について高いシェアが認められる被告らの寄与度が大きいことは明らかである。事案の性質も踏まえると、寄与度減責



寄与、間接ばく露による寄与、被告らの責任期間の長短による修正等を踏まえると、被告らの寄与度は小さい。

(2) 被告MMKの主張

被告MMKの責任期間は、警告表示義務の始期である昭和50年4月から、原告らによるシェアの立証の終期である昭和53年までの3年9か月間であるから、これを前提に被告MMKの寄与度は算定すべきである。

第2 本件各被災者の石綿関連疾患発症に対する被告らの寄与度

1 被災者k

(1) 原告abcdの主張

上記第1の1のとおり、横の寄与割合における被告らの寄与度は、80%を下回ることはない。

被災者kは、被告らの責任期間において肺がんの発症に十分な期間である10年以上にわたって石綿粉じんばく露作業に従事しているから、縦の寄与割合及び責任期間修正に基づく寄与度減責は認められない。

以上より、被災者kにつき、寄与度減責を認めるとしても、被告らの寄与度は80%を下回らない。

(2) 被告らの主張

ア 被災者kが修理や撤去などの作業に従事していたこと、石綿吹付現場で作業することもあったこと、古くなった石綿含有保温材を剥がすなど主要原因建材以外の石綿含有建材を扱っていたこと、被災者kは配管工であり、大工と比べてボード3種を取り扱う機会は少なかったこと、責任期間外の石綿粉じんばく露も相当量認められること等を踏まえ、相応の寄与度減責がなされるべきである。

イ 被告A&AMの主張

被告A&AMが耐火二層管たる浅野耐火パイプを製造していたのは昭和57年から昭和63年のわずか6年間であり、被災者kの就労期間の

7分の1に留まる。

## 2 原告 e

### (1) 原告 e の主張

上記第1の1のとおり、横の寄与割合における被告らの寄与度は、80%  
5 を下回ることはない。

原告 e は、被告らの責任期間においてびまん性胸膜肥厚の発症に十分な  
期間である3年以上にわたって石綿粉じんばく露作業に従事しているから、  
縦の寄与割合及び責任期間修正に基づく寄与度減責は認められない。

10 以上より、原告 e につき、寄与度減責を認めるとしても、被告らの寄与  
度は80%を下回らない。

### (2) 被告らの主張

原告 e が解体作業・屋外作業に従事していたこと、外装材、サイディング  
等の切断・加工・撤去作業に従事するなど主要原因建材以外の石綿含有  
建材を多数扱っていたこと、責任期間外の石綿粉じんばく露も相当量認め  
15 られること、石綿粉じんばく露量のうち半分は間接ばく露であること等も  
踏まえ、相応の寄与度減責がなされるべきである。

## 3 原告 f

### (1) 原告 f の主張

上記第1の1のとおり、横の寄与割合における被告らの寄与度は、80%  
20 を下回ることはない。

原告 f は、被告らの責任期間において肺がんの発症に十分な期間である  
10年以上にわたって石綿粉じんばく露作業に従事しているから、縦の寄  
与割合及び責任期間修正に基づく寄与度減責は認められない。

25 以上より、原告 f につき、寄与度減責を認めるとしても、被告らの寄与  
度が80%を下回ることはない。

### (2) 被告らの主張

原告 f が、解体作業・屋外作業に従事していたこと、改築工事の際に石綿含有建材を撤去・解体する作業に従事していたこと、テーリング剤を使用する作業等に従事するなど主要原因建材以外の石綿含有建材を扱っていたこと、原告 f は左官であり、大工と比べてボード 3 種を取り扱う機会は  
5 少なかったこと、責任期間外の石綿粉じんばく露も相当量認められること等を踏まえ、相応の寄与度減責がなされるべきである。

### 第 3 喫煙歴の考慮

#### 1 被告らの主張

本件各被災者はいずれも喫煙歴があり、それが各疾患に寄与したといえる  
10 から、民法 7 2 2 条 2 項類推適用により、損害額を減額すべきである。肺がんを発症した被災者 k 及び原告 f については、喫煙指数による肺がんの発症リスクの増加倍率を考慮して、被災者 k については肺がんとの因果関係を否定し、少なくとも両名について大幅な減額を行うべきである。喫煙を原因とする肺気腫の影響が認められる場合は喫煙歴による損害への影響を具体的に  
15 判断することが可能である。

#### 2 原告らの主張

喫煙によって肺がんを発症するか否かは個人差が大きい。本件各被災者に喫煙習慣があったことをもって損害額を減額するのは相当ではない。

### 第 5 節 本件各被災者の損害額

#### 1 原告らの主張

本件各被災者は、被告らが製造販売した石綿含有建材から発生した石綿粉  
20 じんにばく露し、石綿関連疾患を発症した。その慰謝料額は 2 6 0 0 万円である。弁護士費用についても、同金額の 1 割の限度で被告らの警告表示義務違反と相当因果関係のある損害として認められる。

#### 2 被告らの主張

争う。

## 第4章 当裁判所の判断

### 第1節 被告らの警告表示義務の有無

#### 第1 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### 5 1 石綿関連疾患に係る医学的知見の集積状況等

(1) 労働省は、労働衛生試験研究として、昭和31年度から昭和34年度まで、石綿肺等のじん肺に関する研究を専門家に委託した。昭和31年度及び昭和32年度には、「石綿肺の診断基準に関する研究」が行われ、石綿粉じんの分析、石綿工場の粉じん濃度の測定、石綿工場における労働者に対する検診の実施、石綿肺の各種検査、解剖による病理組織学的研究等が行われた。これらの調査研究により、石綿肺のり患の実態、臨床像、石綿粉じんばく露との因果関係等が明らかにされた。(甲A19、甲A30〔14～24頁〕)

(2) セリコフらは、1964年(昭和39年)、アメリカ医学会誌(JAMA)に調査結果を発表した。同調査結果では、1943年(昭和18年)以前に石綿断熱作業に就業した632人について1962年(昭和37年)までに死亡した255人のうち、45人が肺又は胸膜等のがんにより死亡しており、4人が中皮腫により死亡しており(3人は胸膜中皮腫、1人は腹膜中皮腫)、まれな腫瘍である中皮腫の発症率としては非常に高いこと等が報告された。(甲A35〔143頁〕)。

(3) 労働省労働基準局長は、昭和46年1月5日付けで、「石綿取扱い事業場の環境改善等について」と題する通達(同日基発1号)を發出し、その中で、「最近、石綿粉じんを大量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた。」と指摘した(乙マ1063)。

(4) 国立療養所近畿中央病院院長の瀬良好澄は、昭和46年9月頃、雑誌「労働の科学」26巻9号において、「石綿作業と肺疾患」と題する論文を発表した。同論文では、石綿と肺がんの発症との間に因果関係があることについては今や異論のないところであるとされ、石綿吹付作業に従事した39名中6名に石綿肺を認めたこと等から吹付作業については強力な予防指導を要すると思われるなどとされている。(甲A27〔4、6頁])

労働省労働衛生研究所の松下秀鶴及び河合清之は、昭和46年9月頃、雑誌「労働の科学」26巻9号において、「アスベストの発がん性」と題する論文を発表した。同論文では、石綿ばく露と中皮腫の関係について強い関心が寄せられるようになったのは1960年(昭和35年)のワグナーらの報告以来であり、この報告以後、胸膜及び腹膜の中皮腫に関する疫学的研究が、英国、南アフリカ、米国、カナダ、イタリア、ドイツ等から次々と発表され、その研究結果からは、比較的低濃度の石綿ばく露であっても、長い年月を経れば十分に中皮腫が発症する危険があるなどとされている。また、同論文では、石綿に発がん性があるということは、疫学的にも実験腫瘍学的にも、まず疑う余地はないように思われるなどとされている。(甲A27〔17、18、20頁])

(5) セリコフらが1972年(昭和47年)に行った報告では、米国及びカナダの断熱作業労働者等について行った調査の結果、肺がんによる死亡はばく露開始後15～19年で有意に増加し、肺がんによる死亡者数が最も多いのはばく露開始後30～39年及びそれ以降であり、ばく露開始から少なくとも40年間観察しないと石綿ばく露による影響を十分に評価するのは困難であるとされている。

労働省労働衛生研究所の坂部弘之は、昭和48年3月以降に、「昭和47年度環境庁公害研究委託費によるアスベストの生体影響に関する研究報告」において、上記報告を紹介した。

(以上につき、甲A34〔62～65頁、紹介時期につき119頁〕)

(6) 1972年(昭和47年)1月に開催された国際労働機関(ILO)の「職業がんについての専門家会議」は、石綿は職業がんの危険性がある物質であると指摘した(甲A29の2〔9頁〕)。

5 (7) 世界保健機関(WHO)の附属機関である国際がん研究機関(IARC)は、1972年(昭和47年)10月、石綿の生物学的影響に関して討議を行った。その結果の報告では、商業用の主要な種類の石綿は、全て肺がんを引き起こし得るとされ、アンソフィライトを除く商業用の全ての種類の石綿が中皮腫を引き起こし得るエビデンスが得られている、中皮腫を引き  
10 起こす危険は石綿の種類によって大きな相違があり、クロシドライトが最も大きく、アモサイトはこれを下回り、クリソタイルはこれより明らかに低いとされている。(甲A29の2〔9頁〕、甲A32〔14頁〕、甲A34〔102～103頁〕)

労働省労働衛生研究所の坂部弘之は、昭和48年3月以降に、「昭和47  
15 年度環境庁公害研究委託費によるアスベストの生体影響に関する研究報告」において、IARCの報告を紹介した(甲A34)。

(8) 労働省労働基準局長は、昭和48年7月11日付けで、「特定化学物質等  
障害予防規則に係る有害物質(石綿およびコールタール)の作業環境気中  
濃度の測定について」と題する通達(同日基発第407号。以下「昭和4  
20 8年通達」という。)を發出し、都道府県労働基準局長に対し、指導すべき石綿粉じんの抑制濃度(後記2(2)イ)を指示した。昭和48年通達では、通達發出の理由として、最近、石綿が肺がん、中皮腫等の悪性新生物を発生させることが明らかとなったこと等により、各国の規制においても気中石綿粉じん濃度を抑制する措置が強化されつつあることが挙げられていた。

25 (甲B9)

(9) 昭和大学医学部助教授山口裕は、昭和48年、雑誌「労働の科学」28

5 卷2号に掲載された「建設業における労働災害と疾病」において、建設労働者の職業性疾病の将来の展望として、要旨「近年アスベスト肺、およびアスベストによる呼吸器その他のがん発生が大きな問題となってきた。現在建設業においては、アスベスト製品の加工使用によるアスベスト発じん作業が増加している。現在、技能工として盛んにアスベスト粉じん曝露されている若い労働者の将来に黒い影がさしている」と指摘した（甲A180〔48頁〕）。

10 (10) 労働省は、昭和51年、石綿粉じんにばく露することによる肺がん及び中皮腫の労災認定基準を検討するため、「石綿による健康障害に関する専門家会議」を設置した。同会議は、産業現場における石綿ばく露の実態、石綿関連疾患の臨床、病理、疫学、環境管理等に関する国内外の文献を幅広く検討し、昭和53年9月に報告書をまとめた。同報告書では、石綿ばく露量が大きくなるにつれて肺がん発生の超過危険が大きくなる傾向がみられ、症例としては石綿ばく露歴がおおむね10年を超える労働者に発生したものが多いとされている。また、同報告書では、現時点の知見では、全ての種類の石綿繊維に肺がんの危険性があると考えるのが妥当であるとされ、中皮腫については、石綿粉じん濃度が低くても発生した例もあり、肺がんを発生するのに必要なばく露量よりも少量で発生する可能性があるなどとされている。（甲A47〔51頁〕、甲A93の2〔170～172頁〕）

20 (11) ILOは、1986年（昭和61年）6月24日、クロシドライトの使用及び石綿の吹付作業を原則禁止し、それ以外の石綿の吹付作業以外の使用は一定の管理を求めることを定める条約を採択した（甲A47〔45頁〕）。

## 2 石綿粉じん濃度の規制等

25 (1)ア 日本産業衛生学会（日本産業衛生協会と表記する書証もある。）は、昭和40年、石綿粉じんの許容濃度として、 $1\text{ m}^3$ 当たり $2\text{ mg}$ （石綿の繊維数に換算すると、 $1\text{ cm}^3$ 当たり33本）を勧告した。許容濃度とは、労

働者が有害物に連日ばく露した場合に、空気中の有害濃度がこの数値以下であれば、健康に有害な影響がほとんど見られないという濃度であり、その数値は、感受性が特別に高くない労働者が、1日8時間以内、中等労働に従事する場合の1日のばく露労働時間内の平均濃度である。(甲A 47〔22頁〕、甲A48)

イ 日本産業衛生学会は、昭和48年3月、昭和40年の勧告に示された石綿粉じんの許容濃度の数値の改訂を行い、クリソタイル、アモサイト、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの気中許容濃度を、時間荷重平均として、 $5\mu\text{m}$  (当時の表記は $\mu$ 〔ミクロン〕)以上の繊維で $1\text{cm}^3$ 当たり2本、天井値 (いかなる時も15分間の平均濃度がこの値を超えてはならない数値) として、 $5\mu\text{m}$ 以上の繊維で $1\text{cm}^3$ 当たり10本とし、クロシドライトの許容濃度については、これらの濃度をはるかに下回る必要があるとした。この改訂の理由として、石綿肺のみでなく肺及び消化器のがん及び中皮腫が注目されるようになり、日本の現行許容濃度が近年に各国で設定又は改訂された許容濃度と比較すると極めて高い値であること等が挙げられている。(甲A7〔141頁〕、甲A28〔53頁〕、甲A34〔119～120頁〕、甲A47〔22頁〕、甲A94〔29頁〕。なお、改訂時期について、甲A47は昭和49年とし、大阪泉南(1陣)最判も昭和48年とした原判決の誤記の訂正として昭和49年としており、同資料に基づいて判断した可能性がある。しかし、甲A47は厚生労働省が平成17年にわずか1か月弱の期間で取りまとめた調査報告書であり、その一次資料は明らかでない。それ以前に発行された複数の資料は昭和48年としており、とりわけ同年3月と明記している甲A34は昭和47年度研究委託費による研究報告書で、同年4月から昭和48年3月までの研究についての報告書であると考えられることを踏まえ、同資料に基づき認定する。)

ウ 日本産業衛生学会は、昭和57年、クロシドライトの許容濃度として、  
1 cm<sup>3</sup>当たり0.2本を勧告した（甲A47〔24頁〕）。

エ 日本産業衛生学会は、平成13年、リスクアセスメントの手法を導入  
し、石綿を発がん物質と分類した上、過剰発がん生涯リスクレベル10  
5 -<sup>3</sup>、10<sup>-4</sup>に対応する評価値として、クリソタイルのみのときは、それ  
ぞれ1ml当たり0.15本、1ml当たり0.015本、クリソタイル  
以外の石綿繊維を含むときは、それぞれ1ml当たり0.03本、1  
ml当たり0.003本を勧告した（甲A183〔70頁〕）。

(2)ア 労働大臣は、昭和46年4月28日、旧特化則の制定に際し、局所排  
10 気装置の性能要件として、石綿の抑制濃度の規制値を1 m<sup>3</sup>当たり2 mg  
と定めた（甲A47〔21頁〕）。

イ 労働省労働基準局長は、昭和48年7月11日付けで、昭和48年通  
達を発出し、当面、石綿粉じんの抑制濃度を5 μm以上の繊維で5本/  
cm<sup>3</sup>と指導することを指示した。これは、当時、石綿について、濃度基準  
15 を医学的に適切であると考えられるようになった繊維数で表示すると  
ともに、上記1(8)のとおり、石綿が悪性新生物を発生させるとの知見に基  
づき石綿粉じんを抑制する措置を強化するものであった。（甲B9）

ウ 労働大臣は、昭和50年9月30日、特化則に基づく告示を改正し、  
石綿の抑制濃度の規制値を5 μm以上の繊維で1 cm<sup>3</sup>当たり5本と定めた  
20 （甲A47〔22頁〕）。

エ 労働省労働基準局長は、昭和51年5月22日付けで、「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」と題する通達（同日基発第408号）を発出し、最近、10年を超えて石綿粉じんにばく露した労働者から肺がん又は中皮腫が多発することが明らかとされ、その対策の強化が要請されているとして、当面、1 cm<sup>3</sup>当たり2本（クロシドライトにあ  
25 っては、1 cm<sup>3</sup>当たり0.2本）以下の環気中粉じん濃度を目途とするよ

う指導することを指示した（甲B14）。

オ 労働省労働基準局長は、昭和59年2月13日付けで、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」と題する通達（同日基発第69号）を発出し、石綿の管理濃度を1cm<sup>3</sup>当たり2本とした。管理濃度とは、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、対象となる区域について実施した測定結果から当該区域の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標である。個々の労働者のばく露量と対比することを前提として設定されている許容濃度とは異なる考え方である。（甲A47〔23～24頁〕、甲B25〔197～198頁〕）

カ 労働大臣は、昭和63年法律第37号による安衛法の改正に伴い、管理濃度に基づく作業環境管理が法制化されたことから、同年、石綿の管理濃度を5μm以上の繊維として1cm<sup>3</sup>当たり2本（クロシドライトにあつては、1cm<sup>3</sup>当たり0.2本）と定めた（甲A47〔24～25頁〕）。

キ 厚生労働大臣は、平成16年10月1日、石綿の管理濃度を5μm以上の繊維として1cm<sup>3</sup>当たり0.15本と定めた（甲A47〔27頁〕）。

### 3 石綿粉じん濃度の測定結果

#### (1) 屋内建設作業に係る測定結果

労働科学研究所の木村菊二は、昭和46年、雑誌「労働の科学」26巻9号において、「作業現場の石綿粉塵」と題する論文を発表した。同論文には、石綿板製造工場における石綿板切断に係る石綿粉じん濃度の測定結果が記載されているところ、これによれば、除じん装置がない場合で10.8～16.2本/cm<sup>3</sup>、除じん装置がある場合で7.4～10.0本/cm<sup>3</sup>であったとされている。（甲A38〔22頁〕）

また、木村菊二は、昭和51年、第49回日本産業衛生学会・第20回日本産業医協議会において、「アスベスト粉塵の測定法についての検討」と題する講演を行った。同講演では、最近の数年間に測定を行った作業場

における石綿粉じん濃度の測定結果が、①電動のこを使用して大型のアスベスト板を切断した場合において、吸じん装置作動中は2.89～25.08本/cm<sup>3</sup>、吸じん装置休止中は147.03～391.50本/cm<sup>3</sup>であり、②手動のこを使用して小型のアスベスト板を切断した場合において、

5 0.31～2.55本/cm<sup>3</sup>あるいは0.11～0.38本/cm<sup>3</sup>であったとされている。(甲A184〔372～373頁〕)

## (2) 屋外建設作業に係る測定結果

ア 医学博士海老原勇は、平成19年、「建設作業者の石綿関連疾患—その爆発的なひろがり—」と題する書籍を出版した。同書籍では、昭和62

10 年、屋外の木造住宅の建設現場において、防じん電動丸のこ、電動丸のこ又は手のこを使用して外壁材の切断及び張付けの作業をする者につき測定時間を129～203分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、4件で0.94～1.58本/cm<sup>3</sup>であり、防じん電動丸のこを使用して外壁材の切断を中心とする作業をする者につき測定時間を

15 11～15分として個人ばく露濃度を測定した結果は、3件で2.3～6.7本/cm<sup>3</sup>であったとされている。(甲A53〔4～8頁〕)

イ 名古屋大学医学部衛生学教室の久永直見らは、昭和63年、雑誌「労働衛生」に「アスベストに挑む三管理・環境管理と作業管理—建築業の現場を中心に—」と題する論文を発表した。同論文では、同年、屋根葺き用石綿スレートによる屋根葺き作業をする者につき測定時間を115

20 分としてその者の鼻先で気中石綿粉じん濃度を測定した結果は、0.13本/cm<sup>3</sup>であったとされている。(甲A51〔28頁〕)

久永直見らは、平成元年科研費(科学研究費助成事業)による研究として、「建築業における石綿粉塵曝露とその健康影響に関する研究」を行

25 い、その概要として、建築現場19箇所では85名の作業者の鼻先の気中石綿粉じん濃度を光頭法(400倍)により測定したところ、屋外での

作業では0.01～1.2本/cm<sup>3</sup>の石綿粉じんを検出し、うち9箇所27名の作業者の鼻先の気中石綿粉じん濃度を分析電顕法（1万倍）で測定したところ、屋外での作業では0.06～2.25本/cm<sup>3</sup>の石綿粉じんを検出した旨報告した（甲A52）。

- 5 ウ 建設業労働災害防止協会は、平成9年に「改訂 石綿含有建築材料の施工における作業マニュアルー石綿粉じんばく露防止のためにー」を出版した（初版は平成4年）。このマニュアルでは、昭和62年から昭和63年にかけての測定結果として、屋外で除じん装置の付いていない電動丸のこ又はバンドソーを使用してスレート等の切断、葺上げ、張付け等
- 10 の作業をする者につき採取時間を32～180分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、14件で0.01～0.31本/cm<sup>3</sup>（うち0.15本/cm<sup>3</sup>以上のものは5件）であったとされ、昭和62年の測定結果として、屋外で除じん装置付き電動丸のこを使用して押出成形板の切断、葺上げ、張付け等の作業をする者につき採取時間を15～23
- 15 0分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、10件で0.002～0.091本/cm<sup>3</sup>であったとされている。上記マニュアルには、屋外での石綿含有建材の切断作業に際しては、大気の拡散効果により、除じん装置を使用していなくても、風向き、天候によっては石綿粉じんの管理濃度の5分の1以下となり、作業者に対してはばく露抑制となっている旨が記載されている。（甲A46〔31、36、37頁〕）
- 20

#### 4 電動工具の普及状況及び防じんマスクの着用状況

##### (1) 電動工具の普及状況

電動丸のこ、電動グラインダ、電動ドリル等の電動工具で建材を加工する場合、手工具で加工する場合に比して多量の粉じんが発散する。機械統計年報によれば、日本における電動工具（電動のこぎり、電動グラインダ、

25 電動ドリル以外の電動工具を含む。）の年間販売台数は、昭和41年に10

0万台、昭和44年に200万台、昭和48年に300万台、昭和52年に500万台、昭和55年に700万台、昭和59年に1000万台まで増加し、その後も平成8年まで1000万台以上の販売台数を維持した。

(甲A45の1～45の10、弁論の全趣旨)。

5 (2) 防じんマスクの着用状況

昭和60年～昭和63年頃の石綿粉じんが生じる建設現場においても、大半の労働者は防じんマスクを着用していなかった(甲A51〔30頁〕、甲A63〔9頁〕、弁論の全趣旨)。

5 建設現場における石綿粉じんの発散

10 木造建物の新築・改築(改修)工事において、大工や内装工等が新たな石綿含有建材の切断、穿孔、やすりがけ、釘打ち等の作業をする際に、石綿粉じんが発散した。左官工が石綿を含有するモルタル混和材等を現場で練り上げる場合には、石綿粉じんが発散した。設備工事においても、電気や配管工等が新たに取り付けられた石綿を含有するボード等に穴を開ける際に、石綿粉じんが発散した。

15 鉄骨造建物や鉄筋コンクリート造建物の新築・改築(改修)工事においても、木造建物の場合と同様に石綿粉じんが発散するほか、吹付工が石綿含有吹付材を吹き付ける際に多量の石綿粉じんが発散し、大工、内装工、電気や配管工等が吹付材を削る際にも石綿粉じんが発散した。

20 建物の改築(改修)工事においては、既存の石綿含有建材を修繕又は解体(撤去)したり、作業のために既存の石綿含有建材に穴を開けたり削ったりする際にも、石綿粉じんが発散した。

建物の解体工事において、既存の石綿含有建材を解体(撤去)する際に、石綿粉じんが発散した。

25 建設作業従事者は、自らが行った作業により発散した石綿粉じんに直接的にばく露することがあったほか、同じ建設現場で他の者が行った作業によっ

て発散した石綿粉じんの間接的にばく露することもあった。

(以上につき、弁論の全趣旨)

## 第2 被告らの石綿含有建材の危険の認識可能性の有無及び認識可能な時期

### 1 屋内建設作業従事者との関係における認識可能性

#### (1) 認識可能性の有無及び認識可能な時期

上記認定事実によれば、昭和31年度及び昭和32年度の「石綿肺の診断基準に関する研究」が報告された頃には、石綿粉じんにはばく露することと石綿肺の発症との関連性に関する医学的知見が確立されたということができ、昭和47年には、石綿粉じんにはばく露することと肺がん及び中皮腫の発症との関連性並びにそのばく露による肺がん及び中皮腫が潜伏期間の長い遅発性の疾患であることが明らかとなっていた。

また、日本産業衛生学会は、昭和48年に、各国の許容濃度の数値等を踏まえ、石綿粉じんの許容濃度を従前よりも大幅に厳格化し、国も、同年に、石綿が肺がん・中皮腫等の悪性新生物を発生させることが明らかとなったこと等を理由として、石綿粉じんの抑制濃度に関する指導を大幅に強化した(昭和48年通達)。

石綿の輸入量は昭和40年代に大幅に増加し、石綿含有建材は石綿の主要な用途であって、多量の粉じんを発散する電動工具の普及とあいまって、屋内の建設現場は石綿粉じんにはばく露する危険の高い作業環境にあったにもかかわらず、大半の労働者は、石綿含有建材の危険について十分な認識を有しておらず、防じんマスクを着用していなかった。昭和48年当時、屋内建設作業従事者は昭和48年通達の抑制濃度を上回る濃度の石綿粉じんにさらされることがあり、特に吸じん装置のない電動工具を使用した場合の濃度は極めて高く、屋内建設作業従事者には石綿含有建材から発散される石綿粉じんにはばく露することにより石綿関連疾患に罹患する危険が生じていたと認められる。

被告らは、石綿含有建材を製造販売するのであるから、当然に石綿含有建材の使用の実態や石綿粉じん濃度の規制の内容を把握してしかるべきであり、遅くとも昭和48年通達が発出された頃には、その発出の理由となった医学的知見の集積についても把握することができたというべきである。

5 以上の諸点に照らすと、被告らは、昭和48年中には、自らの製造販売する石綿含有建材を使用する屋内建設作業従事者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じていることを認識することができたと認めるのが相当である。

## (2) 被告らの主張について

### ア 昭和40年代における認識可能性の有無

10 被告らの中には、昭和40年代において、石綿含有建材の加工作業に危険が伴うことを示す石綿粉じん濃度の測定結果はないこと、同年代は電動工具が未だ普及過程にあること、被告らが製造する石綿含有建材の中には、けいカル板等の電動工具で切断されることを想定していないものがあること等を主張する者がいる。

15 しかし、石綿粉じんへのばく露に関する医学的知見の集積や規制の状況に照らして、昭和48年中には被告らの石綿含有建材の危険の認識可能性が認められることは上記(1)のとおりである。石綿含有建材を製造販売していた被告らは、石綿含有建材が使用される建設現場の建設作業従事者がばく露する石綿粉じん濃度を自ら調査し、又は調査を委託することが容易であったと考えられるから、このような調査の結果が昭和48年頃までに公表されていなかったとしても、石綿含有建材の危険についての被告らの認識可能性を否定する理由とはならない。

20 電動工具の出荷台数（甲45の2～4によれば、昭和39年から昭和48年までの10年間の累計は1800万台を超える。）も踏まえると、被告らは、昭和48年頃の時点で、石綿含有建材の切断等に電動工具が使用される可能性を認識できたといえる。そして、このように電動工具

が相当程度普及していたことに鑑みると、電動工具を使用しなくても切断等が可能な石綿含有建材であるけいカル板等の切断等についても、電動工具が使用されることは多くなっており、被告らにおいてもこれを認識することができたと認めるのが相当である。被告らの建材の使用態様に係る意図・認識が建設現場における使用状況等と異なっていたとしても、結論が左右されるものではない。

#### イ 防じんマスク着用状況の認識可能性

被告らの中には、防じんマスクの備付けないし着用は法令によって義務付けられており、かかる義務が履行されないことを被告らが認識することはできない旨主張する者がいる。

しかし、労働者の呼吸用保護具の使用義務を定めた旧安衛則は昭和47年に廃止され、昭和48年当時施行されていた旧特化則及び安衛則は、使用者ないし事業者が呼吸用保護具を備え付ける義務を定めていたのみで、労働者が呼吸用保護具を着用する義務や使用者ないし事業者が労働者に呼吸用保護具を着用させる義務を定めていたものではないから、大半の屋内建設作業従事者が防じんマスクを着用していなかった状況は法令に反する状態であったとはいえない。

そして、被告らにおいて、石綿含有建材の危険についての警告を行っていなかったにもかかわらず、屋内建設作業従事者が石綿含有建材の危険を認識して防じんマスクを使用していると信じるのがやむを得なかった事情は見当たらない。被告らが建設現場における防じんマスクの着用状況を具体的に認識していなかったとしても、石綿含有建材の危険についての被告らの認識可能性を否定する事情にはならない。

なお、石綿含有建材を製造販売していた被告らは、石綿含有建材の使用態様や需要等の建設現場における実情を踏まえて石綿含有建材の製造販売に取り組んでいたと考えるのが自然であり、建設現場における防じ

んマスクの着用状況についても把握することが困難であったとも考え難い。

## 2 屋外建設作業従事者との関係における認識可能性

石綿粉じん濃度の測定結果（上記第1の3）によれば、屋外建設作業でばく露する粉じん濃度は、全体として屋内建設作業に係る建設現場の粉じん濃度の測定結果を大きく下回っており、平成16年10月1日以降の管理濃度をも下回ることがあったもので、屋外建設作業に従事する者が、屋内建設作業従事者のような高濃度の石綿粉じんにばく露するとは認められない。したがって、平成18年の安衛令改正により石綿含有建材の製造販売がほぼ終了するまでの期間を通じて、被告らは、屋外建設現場における建設作業従事者が石綿含有建材から発散された石綿粉じんにばく露することにより石綿関連疾患に罹患する危険があることを具体的に認識できたとはいえない。（平成15年当時の認識可能性につき京都1陣最判、平成2年当時の認識可能性につき大阪1陣最判各参照）

## 第3 被告らの警告表示義務の有無、始期、内容

### 1 警告表示義務の有無、内容

#### (1) 警告表示義務の有無

石綿含有建材は、切断や加工等の際に石綿粉じんを発散し、石綿粉じんにばく露した者が石綿関連疾患に罹患する危険のある製品であるから、これらを製造販売をしていた被告らにおいて、建設作業従事者に対する上記危険を具体的に認識することができた場合には、建設作業従事者の生命・身体・健康という重要な法益への侵害を防止するために、建設作業従事者に対し、その製造販売する石綿含有建材に内在する危険の内容及び回避手段について警告すべき義務を負うものというべきである。

#### (2) 警告表示義務の内容

##### ア 警告表示義務の内容

石綿含有建材の流通形態等を踏まえれば、警告の具体的な方法としては、①建材に石綿が含有されていること、②石綿粉じんを吸引すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること、③上記危険を回避するために、当該建材を取り扱う者やその周辺の者は適切な防じんマスクを着用する必要があること等を、当該建材に明確かつ具体的に表示することが要求され、当該建材を取り扱う建設作業従事者の目に確実に触れるように、個々の建材自体（又はその最小単位の包装）にラベルを貼付すること等により表示する義務を負うものというべきである。

#### イ 表示方法通達について

被告らの中には、警告表示義務を負うとしても、表示方法通達を上回る内容の警告表示義務は認められず、そう判断したこともやむを得ない旨主張する者がいる。

しかし、被告らは、その使用により石綿関連疾患に罹患する危険のある製品を製造販売するのであるから、当然に自らの責任においてその危険を回避すべき措置を講ずるべきものであり、法令等による規制の存否・規制内容が講ずるべき措置の内容を検討する上での考慮要素となるとしても、法令等による規制を満たしていれば十分な措置を講じたものといえるものではない。当時の表示方法通達の内容は石綿含有建材の使用により石綿関連疾患に罹患する危険を回避するのに十分なものではなかったというべきであるから、表示方法通達の内容に関わらず、上記アの警告表示を行う義務が認められる。

また、被告らが負う警告表示義務は、石綿含有建材を取り扱う者の生命・身体の安全に直接影響するものであり、その履行に際しては細心の注意を払う必要があることも踏まえると、被告らが表示方法通達に則った表示をしていれば同義務を履行できていると判断したことがやむを得

ないと評価することはできない。

#### ウ J I Sマーク及び「a」マーク等について

被告らの中には、自社の製造販売した石綿含有建材にJ I Sマークないし「a」マークを付すことで警告表示を行った旨主張する者がいる。

5 しかし、J I Sマーク及び「a」マークは、当該建材に石綿が含有されている事実を示すのみであって、石綿関連疾患を発症する危険があることやその回避手段等を表示するものではないから、警告表示の内容としては不十分である。

10 被告らの中には、取扱い注意事項や、加工上の注意事項等を記載した書面を添付していた旨主張する者もいるが、これを裏付ける客観的な証拠は提出されていない。また、当該被告は当該書面には必要に応じ防じんマスクを着用すべき旨が記載されていた旨主張しており、その主張を前提としても、防じんマスクの着用の必要性が明確に記載されていたとはいえない。

#### 15 2 警告表示義務の始期

上記第2の1(1)のとおり、石綿含有建材を製造販売していた被告らは、昭和48年中には、屋内建設現場における建設作業従事者が、自らの製造販売する石綿含有建材から発散される石綿粉じんにはばく露し、石綿関連疾患に罹患する危険を具体的に認識することができた。石綿関連疾患が及ぼす生命・  
20 身体への影響の大きさに照らせば、被告らが石綿含有建材に起因して石綿関連疾患に罹患する危険を具体的に認識できた以上は、上記1(2)アの警告表示を迅速に行う必要性が高いというべきである。被告らが上記1(2)アの警告表示を行うことは、何ら他人の利益を害したり行動を制約するものではないから、警告表示を行うに当たって石綿含有建材の上記危険の詳細に関する調査  
25 等を行う必要性があったとはいえない。また、上記1(2)アの警告表示の態様に照らすと、警告表示を行うのに長期の準備期間を要するともいえない。こ

これらの事情からすると、被告らは、昭和49年1月1日には、屋内建設現場における建設作業従事者との関係で、警告表示義務を負担することになったというべきである。

5 なお、被告らの中には最高裁が警告表示義務の始期についての判断を示した旨主張する者がいるが、吹付作業以外の屋内建設作業従事者に対する警告表示義務の始期について、京都1陣最判及び北海道1陣最決は昭和49年1月1日とする原判決の、大阪1陣最判、神奈川2陣最判及び九州1陣最決は昭和50年1月1日とする原判決の、神奈川1陣最判は昭和50年4月1日とする原判決の、各判断の当否に踏み込んだ判断を示していない。

### 10 3 警告表示義務の相手方、対象建材

#### (1) 後続作業者及び周辺作業者

上記第1の5のとおり、屋内建設現場においては、石綿含有建材を最初に直接取り扱う者が切断や加工等により石綿粉じんを発散させてばく露するほか、石綿含有建材が一旦設置されるなどした後の工程において、当該  
15 建材に配線や配管のため穴を開ける作業等を実施する者が石綿粉じんを発散させてばく露することや、石綿粉じんの発散を伴う作業の周辺でその作業と並行して又はその作業が行われた後に他の作業等（現場の清掃等を含む。）を実施する者が発散された石綿に間接的にばく露することがある。石綿含有建材を製造販売する被告らにおいても、このような屋内建設現場に  
20 における作業実態を認識することができなかつたとは考え難い。このような後続作業者及び周辺作業者は、石綿含有建材に施された警告表示を直接に視認できない場合があると考えられるが、石綿含有建材に警告表示が施されていれば、これを視認した者から同一の建設現場で作業する者らに警告表示の内容が伝達されることが期待できる。したがって、被告らは、自らが製造販売した石綿含有建材を最初に取り扱う者のみならず、同一の建設  
25 現場における後続作業者及び周辺作業者に対する関係においても警告表示

義務を負うものと認めるのが相当である。

(2) 建物の改築（改修）・解体工事の作業従事者

上記第1の5のとおり、建物の改築（改修）・解体工事においては、既存の石綿含有建材の加工や解体（撤去）等の作業をする際に石綿粉じんを発散させてばく露することがある。上記作業に従事する者への警告表示については、最初に当該建材を取り扱った建設現場で作業した者からの伝達は期待し難いし、石綿含有建材の種類によっては建材自体に警告表示を施すことが困難な場合があるほか、建材自体又はその周辺に警告表示を施したとしても、加工や経年劣化等により警告情報の判読が困難な状態となることも想定でき、被告らが石綿含有建材を製造販売するに当たり、実効性等の高い警告表示の方法があったとはいえない。加えて、被告らは、その製造販売した石綿含有建材が使用された建物の改築（改修）・解体工事に関与し得る立場にないことにも鑑みると、建物の改築（改修）・解体工事における上記作業は、工事を実施する事業者等において、当該建物の工事の時点での状況等を踏まえ、あらかじめ職業上の知見等に基づき安全性を確保するための調査をした上で必要な対策をとって行われるべきものである。したがって、被告らが、建物の改築（改修）・解体工事において既存の石綿含有建材の加工や解体（撤去）等の作業を行う者に対して、警告表示義務を負っていたということとはできない。（解体工事の解体作業従事者につき、神奈川2陣最判参照）

なお、建物の改築（改修）工事において、新たな石綿含有建材が使用される場合には、当該建材を製造販売した被告らは、その建設現場で当該建材を取り扱う者及び周辺作業者に対して、警告表示義務を負うものといえる。

(3) 二次加工メーカー等への出荷建材

被告らの中には、二次加工メーカー等に対して出荷した建材に係る警告

表示義務は当該二次加工メーカー等が負うべきものであり、被告らは同義務を負わないと主張する者がいる。しかし、一次メーカーと二次加工メーカー等はいずれもその使用により石綿関連疾患に罹患する危険のある製品を製造販売する者であるから、それぞれが警告表示義務を負うと解するのが相当であり、二次加工メーカー等が警告表示義務を負っているからといって、一次メーカーの警告表示義務を否定する理由にはならない。被告らの中には、一次メーカーが警告表示を施しても二次加工メーカー等の加工によって消失する旨主張する者もいるが、一次メーカーが警告表示を施す態様によっては二次加工メーカー等の加工にかかわらず残存して建設作業従事者が認識できる場合もあると考えられるし、一次メーカーが施した警告表示が二次加工メーカー等の加工によって消失する場合であっても、一次メーカーが警告表示を施していれば、これを契機として二次加工メーカー等が警告表示を施すことも期待できたといえる。したがって、二次加工メーカー等に対して出荷した建材についても、被告らの警告表示義務が認められる。

#### (4) もっぱら屋外建設作業で使用される建材

上記第2の2のとおり、被告らは、屋外建設現場における建設作業従事者との関係で、石綿含有建材から発散された石綿粉じんにはばく露することにより石綿関連疾患に罹患する危険があることを具体的に認識できたとはいえない。したがって、もっぱら屋外建設作業で使用される建材については、被告らが警告表示義務を負っていたとは認められない。

#### 4 小括

被告らは、昭和49年1月1日以降、石綿含有建材（もっぱら屋外建設作業で使用される建材を除く。）を製造販売する際に上記1(2)アの警告表示を行う義務を負っていたにもかかわらず、その製造販売の終了に至るまで警告表示義務を履行していなかったもので、被告らが製造販売した石綿含有建材

(もっぱら屋外建設作業で使用される建材を除く。)が到達した建設現場において当該建材から発散された石綿粉じんにより直接的又は間接的にばく露した屋内建設作業従事者との関係で、警告表示義務違反が認められる。

## 第2節 本件各被災者に対する被告らの建材現場到達事実の有無

### 5 第1 民法719条1項後段の類推適用

複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合には、被害者の保護を図るため公益的観点から規定された民法719条1項後段の適用により、因果関係の立証責任が転換され、上記の行為を行った者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らが連帯して損害の全部についての賠償責任を負うこととなるところ、被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件であると解される。

15 本件各被災者は、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材から発散した石綿粉じんにより累積的にばく露し、石綿関連疾患に罹患したもので、本件各被災者が、被告ら以外の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材から発散される石綿粉じんにより、そのみでも石綿関連疾患に罹患する程度にばく露している可能性もあることを踏まえると、民法719条1項後段を直接適用するのは困難である。

20 25 しかし、被告らは警告表示義務を履行することなく石綿含有建材を製造販売していたもので、被告らが製造販売した石綿含有建材が本件各被災者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していた事実(建材現場到達事実)が認められる場合には、当該建材が石綿関連疾患の発症に寄与しているといえる。被告らにおいて本件各被災者が石綿粉じんにより累積的にばく露して石綿関連疾患に罹患することは想定できたことに鑑みると、被害者保護の見地か

ら、建材現場到達事実が認められる場合には、民法719条1項後段が直接適用される場合との均衡を図り、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると解するのが相当である。

ただし、被告らについて、民法719条1項後段の類推適用によって不法行為責任が認められる者があったとしても、当該被告が警告表示義務に反して製造販売した石綿含有建材から発散した石綿粉じんへの本件各被災者のばく露量は、本件各被災者の石綿粉じんへのばく露量全体の一部にとどまるという事情があるから、当該被告は、こうした事情等を考慮して定まるその行為の損害の発生に対する寄与度に応じた範囲での損害賠償責任を負うものと解すべきである。

また、民法719条1項後段の類推適用によって不法行為責任が認められる被告が複数あり、各被告が本件各被災者の石綿関連疾患の発症に個別にどの程度の影響を与えたのか明らかでない場合には、複数の被告はこのような事情も考慮して定まる共通の寄与度に応じた範囲で連帯して損害賠償責任を負うと解するのが相当である。(以上につき、神奈川1陣最判参照)

すなわち、本件各被災者について建材現場到達事実が認められる被告は、当該建材現場到達事実と当該被災者の石綿関連疾患の発症との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、民法719条1項後段の類推適用により、当該被災者の石綿関連疾患の発症による損害について不法行為責任を負うが、損害賠償責任は寄与度に応じた範囲で認められ、このような不法行為責任を負う被告が複数あり、個別の寄与度が明らかでない場合には、複数の被告は、共通の寄与度に応じた範囲で連帯して損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。

## 第2 建材現場到達事実の認定方法

- 1 上記第1からすれば、建材現場到達事実は、民法719条1項後段の類推適用により因果関係の立証責任を転換する前提となる事実である。したがっ

て、建材現場到達事実については、高度の蓋然性をもって立証されなければならない。

そして、建材現場到達事実の立証は、原告らにおいて被災者ごとに、作業に従事した建設現場や当該建設現場に到達した石綿含有建材及びこれを製造販売した者を具体的に特定することが望ましいものの、これに限られるものではなく、原告らが主張する主要原因建材及び主要原因企業の特定による立証にも相応の合理性が認められるから（東京1陣最判参照）、当裁判所は、建材現場到達事実を次の方法で認定する。

## 2 建材現場到達事実の認定方法(主要原因建材及び主要原因企業の認定方法)

(1) 本件各被災者の職種、就労時期・期間、選別された種類の石綿含有建材の製造時期及び販売時期を対比するほか、本件各被災者の作業した建物の構造・性質、作業現場の実態、作業内容、石綿含有建材の性質及び石綿含有建材の取扱状況等を踏まえて、原告らの主張する種類の石綿含有建材が、その石綿粉じんにはばく露したことにより本件各被災者の石綿関連疾患の発症に与えた影響が大きい主要原因建材であると認められるか否かを認定する。

(2) 原告らが、上記(1)で認定された主要原因建材につき、ある被告のシェアが大きいことを理由として当該被告が主要原因企業である旨主張する場合には、本件各被災者が当該主要原因建材の石綿粉じんにはばく露したと認められる建設現場の数、当該主要原因建材における当該被告のシェアの程度のほか、本件各被災者の個別事情及び当該被告の個別事情も加味して、当該被告が主要原因企業であるか否か（建材現場到達事実の有無）を認定する。

原告らが、上記以外の立証方法によりある被告が主要原因企業である旨主張する場合には、その立証方法に応じて当該被告が主要原因企業であるか否か（建材現場到達事実の有無）を認定する。

(3) シェアの基準について

建材現場到達事実の有無を認定する際のシェアの基準について、原告らは10%で足りる旨主張するのに対し、被告らの中には20～25%を基準とすべき旨主張する者がいる。

5           この点、シェアが10%以上あるような主要な建材メーカーについては、その建材メーカーが製造販売した建材が1箇所の建設現場に到達する確率はシェアと同程度であると考えられるところ、原告らが主張するように、ある被災者がある主要原因建材の石綿粉じんにはばく露したと認められる建設現場の数が20箇所である場合、シェアが10%の建材が当該被災者の  
10           作業する1箇所以上の建設現場に到達する確率は約87.8% ( $1 - (1 - 0.1)^{20}$ ) となる。しかし、建設作業従事者の作業期間は建設現場によっては短期間の場合もあるのが通常であると考えられ、このような建設作業従事者については、建設現場の1箇所で作業しただけでは石綿関連疾患の発症に寄与したと認められるほどに石綿粉じんにはばく露したとは直ちに  
15           いい難いから、民法719条1項後段の類推適用により因果関係の立証責任を転換する前提となる建材現場到達事実は、1回の到達で足りるものではなく、相当回数  
20           の到達を要すると解すべきである（原告らの主張もこれを前提としていると解される。）。そうすると、上記確率計算が妥当するのは、ある主要原因建材の石綿粉じんにはばく露した建設現場が1年当たり20箇所あり、相当年数にわたって建設作業に従事したような被災者であるといえる。

          もっとも、例えばある被災者がある主要原因建材の石綿粉じんにはばく露したと認められる建設現場の数が合計80箇所（1年当たり20箇所として4年）である場合、別紙5確率計算記載のとおり、シェアが10%の建材が当該被災者の作業する合計3箇所以上の建設現場に到達する確率は約  
25           98.9%となり、合計5箇所以上の建設現場に到達する確率は約91.

2%となる。

このような確率計算も考慮すると、ある主要原因建材の石綿粉じんによく露したと認められる建設現場の合計数がこのように多い被災者との関係では、ある被告のシェアが10%を超えるか否かを当該被告の建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることは合理性があるものといえる。

### 第3 原告らが主要原因建材と主張する石綿含有建材の特徴等

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### 1 フレキ板

##### (1) 特徴及び用途

石綿含有スレートは、石綿とセメントを主原料とした建材であり、その形状により石綿含有スレート波板と石綿含有スレートボードに大別される。

フレキ板は石綿含有スレートボードの代表的製品であり、防火性能が高く、湿度による膨張・収縮が少ないという特性を有しており、外装材としては軒天井に、内装材としては壁、天井等に使用された。また、湿度による影響が少ないため、浴室の壁、天井、台所の壁等にも使用された。

石綿含有スレートボード（フレキ板、平板のほか、データベースの分類では軟質板、軟質フレキ板等を含む。）全体での用途は、住宅が約40%、住宅以外が約60%である。

（以上につき、甲C8の3、甲C8の6の2、甲C16〔48～49頁〕、甲C17〔48～49頁〕、甲C19〔44～46頁〕、乙マ1027）

##### (2) 被告らの製造期間

フレキ板が製造されていた期間は昭和27年から平成16年までであり、被告A&AMは昭和33年から平成16年まで、被告MMKは昭和33年から平成13年まで、それぞれフレキ板を製造していた（甲C8の6）。

#### 2 平板

##### (1) 特徴及び用途

平板は、石綿含有スレートボードの普及品と位置づけられ、防火性が認められ、外装材としては軒天井に、内装材としては壁、天井に使用され、住宅の台所や軒天井などの防火用建材として古くから使用されていた（甲C8の7の2、乙マ1027）。

5 (2) 被告らの製造期間

平板が製造されていた期間は昭和6年から平成16年までであり、被告A&AMは昭和10年から平成16年まで、被告MMKは昭和33年から平成5年まで、それぞれ平板を製造していた（甲C8の7）。

3 けいカル板

10 (1) 特徴及び用途

けいカル板は、石綿、けい酸カルシウム及びセメント又は石灰を原料とした板状の建材であり、軽量で耐火性・断熱性に優れ、比較的水漏れに強いという特性を有することから、一般建築物の天井、壁に使用され、住宅では火気使用室（台所、浴室等）を中心に内装材として使用され、複合材は耐火間仕切り壁として使用され、外装では軒天井等に使用された。他の建材に比べると高価であった。けいカル板の用途は住宅が約30～40%、住宅以外が約60～70%である（甲C8の14の2、甲C16〔50～51頁〕、甲C17〔50～51頁〕、甲C19〔47～49頁〕、乙マ1025）。

20 (2) けいカル板の切断方法について

被告ニチアスは、被告ニチアスが製造するけいカル板の主要な切断方法はカッターでの切断であるから主要原因建材にならない旨主張する。

しかし、上記第1節第2の1(2)アでも述べたように、電動工具の普及に伴い、電動工具を使用しなくても切断等が可能な石綿含有建材の切断等についても、電動工具が使用されることは多くなったと認めるのが相当である。被告ニチアスが提出する証拠にも、電動工具の使用を否定する記載は

なく、かえって主要な選択肢として掲げる記載もある（乙マ1025〔14頁〕）。以上によれば、被告ニチアスの主張は採用できない。

(3) 被告らの製造期間

けいカル板が製造されていた期間は昭和35年から平成16年までであり、被告A&AMは昭和44年から平成16年まで、被告MMKは昭和47年から平成9年まで、被告ニチアスは昭和35年から平成4年まで、被告神島化学は昭和47年から平成14年まで、それぞれけいカル板を製造していた（甲C8の14）。

4 耐火二層管

(1) 特徴及び用途

耐火二層管は、硬質ポリ塩化ビニル管を内管とし、セメント及び繊維を配合して成形した管を外管とした建材であり、耐火被覆塩ビ管とも呼ばれる。マンション、ホテル、学校、事務所ビルの汚水及び雑排水管、雨水管、通気管等に使用され、このうち汚水及び雑排水用途が全体の80%以上を占めている（甲C8の31の2、甲C11〔141頁〕、甲C25）。

(2) 被告A&AMの製造期間

耐火二層管の製造期間は昭和49年から平成18年までであり、被告A&AMは昭和56年から昭和63年まで耐火二層管を製造していた（甲C25）。

5 石綿セメント円筒

(1) 特徴及び用途

石綿セメント円筒は、セメント及び繊維を配合し、円筒状に成形した建材であり、換気用部材、煙突等に使用された（甲C8の31の2）。

(2) 被告A&AMの製造期間

石綿セメント円筒の製造期間は昭和12年から平成16年までであり、被告A&AMは昭和35年から平成12年まで石綿セメント円筒を製造し

ていた（甲C8の31）。

#### 第4 本件被災者らの作業の実態及び主要原因建材

##### 1 ボード2種とけいカル板とのシェアの合算について

原告らは、ボード2種及びけいカル板がそれぞれ本件各被災者の主要原因  
5 建材であるとして、それぞれのシェアに基づいて主要原因企業を特定するの  
に対し、被告らは、シェアの算定にあたり、ボード2種とけいカル板とを合  
算すべき旨主張する。これは本件各被災者の主要原因建材がボード3種であ  
ると認められるにとどまるか、さらにボード2種及びけいカル板がそれぞれ  
主要原因建材であると認められるかという問題であるといえる。

10 確かに、上記第3の事実によれば、ボード2種とけいカル板は、住宅と住  
宅以外の双方で使用され、防火性・耐火性に優れ、湿度や水漏れに比較的強  
く（平板についても、古くから台所に使用されており、湿度に対して弱いと  
は考え難い。）、軒天井や住宅であれば浴室や台所の内装材として使用される  
15 ことが多いなど特徴や用途が相当程度共通する。他方で、けいカル板は耐火  
間仕切り壁が主要な用途として掲げられるなどの相違もある。そこで、この  
ような各石綿含有建材の特徴や用途を踏まえて、本件各被災者の作業した建  
物の構造・性質、作業現場の実態、作業内容等の作業の実態を検討し、被災  
者ごとに、ボード3種が主要原因建材であると認められるにとどまるのか、  
20 ボード2種及びけいカル板がそれぞれ単独でも主要原因建材であると認めら  
れるのかを検討するのが相当である。

##### 2 被災者kの作業の実態及び主要原因建材

###### (1) 認定事実（作業の実態）

証拠（甲D1の1、甲D1の2の1～6、証人1）及び弁論の全趣旨に  
よれば、以下の事実が認められる。

25 ア 被災者kは、他の職種や他の事業所での配管工としての勤務を経て（こ  
の間の石綿粉じんへのばく露は認められない。）、昭和48年5月頃から

平成27年9月頃まで、兄1が経営する乙工業（高松市）に雇用され、配管工として建設現場での作業に従事し、石綿粉じんにはばく露した。

以下は、乙工業における作業の実態である。

イ 被災者kは、香川県内の建物の新築・改築（改修）工事において、ガス、給湯、給水、排水の配管工事（新築工事では配管の新設、改築〔改修〕工事では配管の新設、修理、撤去等）に従事した。作業した建設現場の数は、平均すると年間25箇所以上であった。工事の種類は、新築工事が約7割、改築（改修）工事が約3割で、建設現場の種類は、マンション、オフィスビル、事務所、店舗、工場、病院、学校等の大規模建築が9割以上であり、戸建住宅は1割未満であった。

被災者kは、平成11年頃までは、建設現場でほとんど防じんマスクを着用していなかった。

ウ 被災者kは、約4割の建設現場で耐火二層管を取り扱い、耐火二層管を新設するためにサイズを調整する際、屋内で、耐火二層管を高速カッターで切断加工しており、耐火二層管の切断加工により石綿粉じんにはばく露した。

被災者kは、約7割の建設現場で、屋内で、配管を通すために電動ドリルを使用して壁や天井に円形の穴を開けたり、消火器の収納ボックスやエアコン設置スペース等を作るために電動サンダーないし電動丸のこを使用して壁や天井を切断しており、石綿を含有する内装材の切断や開口により石綿粉じんにはばく露した。被災者kは、大工等の他の職種が内装材を電動丸のこで切断する近くで配管工事をすることもあり、その石綿粉じんに間接的にはばく露した。多くの建設現場ではこれらの内装材にボード3種のいずれかが含まれており、けいカル板が含まれることが比較的多かった。

エ このほか、被災者kは、石綿吹付作業が行われている近くで配管工事

を行うことや、建物の改築（改修）工事では、耐火二層管や石綿を含有する保温材が施された配管の修理、撤去や配管に施されたアスベストパッキンの取替を行うことがあり、これらの際にも石綿粉じんにはばく露した。

5 (2) 事実認定の補足説明

上記認定事実は、概ね労災認定手続で提出・作成された資料（甲D1の2の1～6）と整合している。なお、工事の種類について、1は新築工事が約8割である旨供述するが（甲D1の1、証人1）、甲D1の2の6（労災認定手続で提出された同僚作成の書類）で被災者kが保温材が施された配管の修理、撤去やアスベストパッキンの取替に従事した旨記載されている工事は改築（改修）工事であると考えられるから、その建設現場数を踏まえて、上記(1)イのとおり認定した。

被告らの中には、被災者kが内装材の切断や開口を行ったのは改築（改修）工事のみである旨主張する者がいる。この点、被災者kが作成した労災認定の申立書（甲D1の2の2）には、改築（改修）工事における作業についてのみ記載されているが、新築工事においても配管工事等に伴う内装材の切断や開口の必要が生じるのが自然であり、甲D1の2の6の内容に照らし、新築工事と改築（改修）工事を含めた全体の約7割の建設現場で、内装材の切断や開口を行ったものと認めるのが相当である。

被災者kが切断や開口を行ったり、被災者kの近くで切断が行われたりした内装材については、労災認定手続で提出・作成された資料には、「石綿含有けい酸カルシウム板等」と記載されている部分（甲D1の2の2〔2頁〕）もあるものの、「石綿含有建材」等と記載されている部分がほとんどである。そうすると、上記内装材の多くがボード3種であったと認めるには足りず、ボード3種以外の内装材の切断等が行われることも少なくなかったと認めるのが相当であるが、被災者kがガス、給湯、給水、排水の配

管工事に従事していたことに照らすと、多くの建設現場では、これらの内装材に防火性・耐火性に優れ、湿度や水漏れに比較的強いボード3種のいずれかが含まれていたと認めるのが相当である。けいカル板が含まれることが比較的多かった事実は、上記「石綿含有けい酸カルシウム板等」の記載と1の証言（18頁）に基づくが、被災者kが作業に従事した建設現場の9割以上が大規模建築であったと認められるところ、このような建設現場では使用される建材の種類も多くなり、比較的高価な建材が使用されることも多くなると考えられること、耐火間仕切り壁が設置される場合も多くなると考えられることに照らし、同証言は信用できる。

### (3) 主要原因建材の認定

ア 被災者kは、耐火二層管の切断加工により石綿粉じんに直接的にばく露したと認められるから、耐火二層管は被災者kの主要原因建材であると認めるのが相当である。

イ 被災者kは内装材の切断や開口により石綿粉じんに直接的にばく露し、他の職種の内装材の切断による石綿粉じんに間接的にばく露したと認められるところ、多くの建設現場ではこれらの内装材にボード3種のいずれかが含まれていたから、ボード3種は被災者kの主要原因建材であると認めるのが相当である。

これに加えて、このような内装材にはけいカル板が含まれることが比較的多かったと認められるから、けいカル板は、単独でも被災者kの主要原因建材であると認めるのが相当である。

他方、ボード2種については、単独で被災者kの主要原因建材であると認めるに足りる事情はない。

### (4) 被告らの主張について

被告らの中には、被災者kは配管工であるからボード3種は主要原因建材にはならない旨主張する者がいる。しかし、主要原因建材は職種のみで

一律に判断すべきものでなく、被災者の個別事情を踏まえて判断すべきであるから、その主張は採用できない。

被告らの中には、被災者kの主要原因建材は吹付材であってボード3種ではない旨主張する者がいる。この点、被災者kが石綿吹付作業が行われている近くで配管工事を行うことがあったことは上記(1)エのとおりである。しかし、甲D1の2の6によれば、このような建設現場は、被災者kが作業に従事した建設現場の数%にすぎないと考えられ、吹付材が主要原因建材であると直ちに認めることはできない。また、主要原因建材は複数認められ得るから、仮に吹付材が主要原因建材であったとしても、ボード3種が主要原因建材であることを否定することはできない。

被告らの中には、大規模建築の建設現場においては、多職種が同時並行的に作業を行う可能性は乏しい旨や、防じんマスクが備え付けられていた旨を主張する者がいるが、その主張を裏付ける証拠はない。工程の管理が行われていたとしても、少なくとも配管工事と内装工事が同時並行的に行われることは不自然でないし、防じんマスクの着用率は上記第1節第1の4(2)のとおりであり、大規模建築の建設現場における着用率が高かったことを示す証拠もないから、これらの主張は採用できない。

### 3 原告eの作業の実態及び主要原因建材

#### (1) 認定事実（作業の実態）

証拠（甲D2の1、甲D2の2の1・2・6、原告e本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告eは、昭和40年4月頃から昭和42年10月頃まで、小林工務店に雇用され、大工として建設現場での作業に従事し、昭和42年11月頃から昭和44年11月頃まで、臼井工務店に雇用され、タンカーの内装工として造船所での作業に従事し、いずれも石綿粉じんにはばく露した。

イ 原告 e は、昭和 44 年 12 月頃から父が経営する甲建築（香川県三豊市詫間町）に雇用され、昭和 50 年頃からは父を引き継いで原告 e 自身が同一屋号の甲建築として個人事業を開始して、平成 29 年 9 月まで大工として建設現場での作業に従事し、うち平成 23 年 12 月頃までの作業で石綿粉じんにはばく露した。

以下は、甲建築における作業の実態である。

ウ 原告 e は、主として詫間町内の個人の木造住宅の新築・改築工事において内装・外装工事全般に従事し、建物の解体工事において解体作業に従事することもあった。昭和 50 年頃以降の約 42 年間に作業した建設現場の数は、新築工事が合計 70～80 箇所、改築工事が合計 300 箇所以上、解体工事が合計 70～80 箇所であり、1 箇所当たりの作業期間は新築工事が約 6 か月、改築工事が 1～2 か月、解体工事が長くて 4～5 日であった。

原告 e は、建設現場でほとんど防じんマスクを着用していなかった。

エ 原告 e は、主に屋内で、ボード 3 種、パルプセメント板、ロックウール吸音天井板等の内装材を、電動丸のこ等で切断し、電動ドライバーでビス止めして設置するなどの作業を行っており、石綿を含有する内装材の切断や穿孔により石綿粉じんにはばく露した。多くの建設現場ではこれらの内装材にボード 3 種のいずれかが含まれていた。

オ このほか、原告 e は屋内で外装材の切断を行うことがあり、石綿粉じんにはばく露した。また、原告 e は、建物の改築工事や解体工事では、石綿含有建材の解体（撤去）に従事し、石綿粉じんにはばく露した。

原告 e は、作業終了後の清掃の際にも石綿粉じんにはばく露した。

## (2) 事実認定の補足説明

上記認定事実は、概ね労災認定手続で提出・作成された資料（甲 D 2 の 2 の 1・2・6）と整合している。なお、労災認定手続で作成された原告

eの聴取書には、改築工事が年1件程度であった旨の記載があるが（甲D2の2の6〔4枚目〕）、新築工事と解体工事はいずれも年2件程度であった旨記載されており、新築工事と解体工事の両方に従事する大工の改築工事への従事が少ないというのは不自然であるから、改築工事の建設現場の数は原告eの本人尋問における供述に基づき認定した。

原告eが切断や穿孔を行って設置した内装材については、内装工事に従事する大工は1箇所の建設現場でも用途に応じて様々な内装材を取り扱うのが通常であり、原告eも同様であって、多くの建設現場で、防火性・耐火性に優れ、湿度や水漏れに比較的強いボード3種のいずれかを取り扱ったと認めるのが相当である。

原告eは、これに加えて、ボード2種を主に屋内の内装材として、けいカル板を主に軒天井材として、それぞれ使用した旨主張するが、本人尋問においては、けいカル板は主に軒天井に使用した旨供述するにとどまり、ボード2種を軒天井に使用したことを否定する供述やけいカル板の使用頻度に関する供述はなく、屋内の内装材は「ボードとか」を使用した旨供述するにとどまる。一般的にはボード2種とけいカル板はいずれも屋内の内装材としても軒天井材としても使用できる建材であり、労災認定手続で提出・作成された資料には両者を区別した記載はなく、原告eが、多くの建設現場で、ボード2種とけいカル板の両方を取り扱ったと認めるには足りない。

### (3) 主要原因建材の認定

原告eは内装材の切断や穿孔により石綿粉じんに直接的にばく露したと認められるところ、多くの建設現場ではこれらの内装材にボード3種のいずれかが含まれていたから、ボード3種は原告eの主要原因建材であると認めるのが相当である。

他方、ボード2種及びけいカル板について、それぞれ単独で原告eの主

要原因建材であると認めるに足りる事情はない。

#### 4 原告 f の作業の実態及び主要原因建材

##### (1) 認定事実（作業の実態）

証拠（甲D3の1、甲D3の2の1～8、原告 f 本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告 f は、昭和42年4月から左官の親方をしていた父の下で（雇用ではなく個人事業と解される。）、平成元年からは父を引き継いで原告 f 自身が親方として、平成12年頃まで左官として建設現場での作業に従事し、石綿粉じんにはばく露した。なお、その後も他の事業所で左官として勤務しているが、石綿粉じんへのばく露は認められない。

以下は、平成12年頃までの作業の実態である。

イ 原告 f は、主として香川県内の建物の新築・改築（改修）工事において、浴室、トイレ、台所、洗面所等の左官工事に従事していた。作業した建設現場の数は、平均すると年間約30件であった。工事の種類は、新築工事が約1割、改築（改修）工事が約9割であり、1箇所当たりの作業期間は、新築工事が1～2か月、改築（改修）工事が約1～2週間であった。建設現場の種類は、主に個人の木造住宅であったが、1年に1～2回程度、ビルや学校等もあった。

原告 f は、建設現場でほとんど防じんマスクを着用していなかった。

ウ 内装材の設置は大工等の他の職種が行うことが多かったが、原告 f は、約1～2割の小規模な浴室の改築（改修）工事等の建設現場では、工程の全てを請け負い、屋内で、内装材を電気サンダー等で切断して浴室等に設置する作業をしており、石綿を含有する内装材の切断により石綿粉じんにはばく露した。このような内装材の多くはボード3種のいずれかであった。

原告 f は、多くの建設現場で、大工等の他の職種が設置する内装材を

電動丸のこで切断する近くで左官工事を行っており、その石綿粉じん  
に間接的にばく露した。多くの建設現場ではこのような内装材にボード3  
種のいずれかが含まれていた。

原告 f は、風呂釜の煙突等に用いる石綿セメント円筒のサイズを調整  
5 するために石綿セメント円筒を電気サンダーで切断加工していた。この  
作業は屋外で行うことも納屋等の屋内で行うこともあり、屋内で行った  
場合には原告 f は石綿粉じんにはばく露した。

エ このほか、原告 f は、建物の改築（改修）工事において、風呂やトイ  
レ等の改修のために既存の内装材や煙突等の解体（撤去）に従事するこ  
10 とも多く、大工等の他の職種が既存の内装材を解体（撤去）する近くで、  
左官工事を行うことも多かった。

原告 f は、石綿を含有するモルタル混和材であるテーリングをセメン  
トに混ぜて左官工事を行うことがあった。

原告 f は、作業終了後の清掃の際にも石綿粉じんにはばく露した。

## 15 (2) 事実認定の補足説明

上記認定事実は、概ね労災認定手続で提出・作成された資料（甲 D 3 の  
2 の 1～8）と整合している。

原告 f が切断を行った内装材は、その全てがボード3種であったと認め  
るには足りないものの、労災認定手続で提出・作成された資料には「けい  
20 酸カルシウム板、スレートボード等」と記載されているものが多く、原告  
f が浴室、トイレ、台所、洗面所等の左官工事に従事していたことに照ら  
すと、防火性・耐火性に優れ、湿度や水漏れに比較的強いボード3種のい  
ずれかであることが多かったものと認めるのが相当であり、多くの建設現  
場では原告 f の近くで切断が行われた内装材にボード3種のいずれかが含  
25 まれていたと認めるのが相当である。

原告 f は、既存の内装材等を解体（撤去）する作業はごくわずかであっ

た旨主張するが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、原告 f の本人尋問における供述も具体的なものとはいえず、採用できない。

被告らの中には、原告 f は新たなボード 3 種の設置作業に従事していない旨主張する者がいる。確かに、原告 f が新たに内装材を設置する作業に従事した建設現場は多くないというべきであるが、甲 D 3 の 2 の 7（労災認定手続で作成された聴取書）にも「新築改築の際にケイ酸カルシウム板や石綿含有スレートボードの切断加工をしていました」との原告 f の供述が記載されていること（甲 D 3 の 2 の 7〔2 枚目〕）に照らして、小規模な浴室の改築等は自分で内装材を切断して設置することがあり、その数は約 1～2 割（原告 f 本人・25 頁）であった旨の原告 f の供述までもが不自然であるとはいえない。

原告 f は、使用していたのは石綿を含有しない混和材であった旨主張するが、労災認定手続では「石綿が入ったテーリング剤を使っていました。ひび割れ防止のためテーリング剤をセメントに混ぜて左官作業の際に使っていました。」と供述している（甲 D 3 の 2 の 7〔2 枚目〕）。原告 f の主張は、上記供述と整合せず、直ちに採用できるものではない。

### (3) 主要原因建材の認定

ア 原告 f は内装材の切断により石綿粉じんに直接的にばく露し、他の職種の内装材の切断による石綿粉じんに間接的にばく露したと認められる。多くの建設現場ではこのような内装材にボード 3 種のいずれかが含まれていたから、ボード 3 種は原告 f の主要原因建材であると認めるのが相当である。

他方、ボード 2 種及びけいカル板について、それぞれ単独で原告 f の主要原因建材であると認めるに足りる事情はない。

イ 原告 f は石綿セメント円筒の切断により石綿粉じんに直接的にばく露したもので、石綿セメント円筒は原告 f の主要原因建材であると認める

余地がある。

原告 f は、同人の供述等により石綿セメント円筒の主要原因企業が被告 A&AMであることを立証しようとするので、その当否についてここで検討すると、原告 f は、本人尋問において、取り扱った石綿セメント円筒はいろいろあったが、「アサノ」と書かれていたものをよく見かけた旨や納屋等の屋内で石綿セメント円筒を切断することもあった旨を供述するが、屋内で「アサノ」と書かれた石綿セメント円筒を切断した旨の明確な供述はない。そうすると、原告 f が屋内で相当回数にわたって被告 A&AMが製造販売した石綿セメント円筒を切断した事実を認めるには足りず、仮に石綿セメント円筒が原告 f の主要原因建材であるとしても、被告 A&AMが主要原因企業であると認めることはできない。

なお、原告 f が切断した石綿セメント円筒は煙突（煙突内部での作業が予定されるような大型の煙突ではなく、乙キ C 6 によれば内径 7.5 ～ 18 cm 程度である。）や換気用部材としてもっぱら屋外に設置されることが想定されている建材であると考えられ、これを製造販売した建材メーカーはその加工も屋外で行われることを想定していたと考えられる。石綿セメント円筒を屋内で切断した経緯や状況に関する原告 f の供述も具体的なものとはいえず、その切断が屋内で行われることが一般的であったことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、石綿セメント円筒が警告表示義務の対象となる建材であるかも疑問であるといわざるを得ない。

#### (4) 被告らの主張について

被告らの中には、原告 f は主として既存のボード 3 種の解体・撤去作業に従事したもので、新たなボード 3 種の設置作業に従事していないから、ボード 3 種は主要原因建材ではない旨主張する者がいる。しかし、原告 f が新たなボード 3 種の設置作業に従事したと認められることは上記(2)のと

おりである。また、多くの建設現場で他の職種が新たな内装材を切断する近くで左官工事をしていた旨の原告 f の供述は不自然ではなく、被告らは建材を直接に取り扱う者の周辺作業者に対しても警告表示義務を負っていたから（上記第 1 節第 3 の 3(1)）、間接ばく露も主要原因建材の認定の根拠となる。上記主張は採用できない。

被告らの中には、左官工であった原告 f の主要原因建材は混和材のテーリングである旨主張する者がいる。この点、原告 f がテーリングをセメントに混ぜることがあったことは上記(2)のとおりであるが、その頻度や回数が多かったことを認めるに足りる証拠はなく、テーリングが主要原因建材であると直ちに認めることはできない。また、主要原因建材は職種のみならず被災者の個別事情を踏まえて判断すべきこと、テーリングが主要原因建材であったとしてもボード 3 種が主要原因建材であることを否定することはできないことは、上記 2(4)と同様である。

## 5 小括

以上によれば、本件各被災者の主要原因建材で主要原因企業を検討すべきものは次のとおりである。

- (1) 被災者 k ボード 3 種、けいカル板、耐火二層管
- (2) 原告 e ボード 3 種
- (3) 原告 f ボード 3 種

## 第 5 主要原因建材である石綿含有建材のシェア

### 1 シェアの基準について

上記第 2 の 2(3)のとおり、建材現場到達事実の有無を認定する際のシェアの基準は、被災者ごとにある主要原因建材の石綿粉じんにはく露したと認められる建設現場の合計数を考慮して検討すべきである。

#### (1) 被災者 k

ア ボード 3 種及びけいカル板

上記第4の2(1)の認定事実によれば、被災者kは年間25箇所以上の建設現場で配管工事に従事し、その約7割の現場で内装材の切断や開口を行ったものである。改築（改修）工事の建設現場では既存の内装材の切断や開口を行ったにすぎない可能性もあるから新築工事（約7割）に限るとしても、被災者kが新たな内装材の切断や開口を行った建設現場は年間約12箇所以上で（ $25 \times 0.7 \times 0.7 = 12$ ）、被告らの警告表示義務の始期である昭和49年から被告ニチアスのけいカル板の製造が終了した平成4年までの19年間（それより後は、少なくとも被告ニチアスが製造販売したけいカル板の到達は認められない。他の被告については、上記期間のみでは建材現場の合計数が少なければ、各被告の建材の製造期間に応じた検討を行うこととする。）に限っても合計数は230箇所以上になり（ $25 \times 0.7 \times 0.7 \times 19 = 233$ ）、その他にも被災者kが内装材の石綿粉じんに間接的にばく露した建設現場がある。

その多くの建設現場で内装材としてボード3種が使用され、比較的多くの建設現場で内装材としてけいカル板が使用されたから、これらの建材が使用されなかった建設現場があり得ることを踏まえても、被災者kとの関係で、ボード3種及びけいカル板について、ある被告のシェアが10%を超えるか否かを当該被告の建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることは合理性がある。

#### イ 耐火二層管

上記第4の2(1)の認定事実によれば、被災者kは年間25箇所以上の建設現場で配管工事に従事し、その約4割の現場で耐火二層管を取り扱ったものであるが、甲D1の2の6によれば、被災者kが耐火二層管の施工（設置）・修理・撤去を行った建設現場の数は昭和57年から昭和63年までの7年間では45箇所にとどまる。うち5箇所は、保温材が施された配管の修理・撤去を行っているから、改築（改修）工事の建設現

場であり、既存の耐火二層管の修理・撤去を行ったにすぎない可能性がある。そうすると、上記期間に新たな耐火二層管の切断加工を行ったと認められる建設現場は40箇所であり、被告A&AMが耐火二層管を製造していた昭和56年から昭和63年までの8年間で被災者kが新たな耐火二層管の切断加工を行った建設現場の合計数は45箇所程度であると考えられる（ $40 \div 7 \times 8 = 45$ 。被告A&AMが耐火二層管の製造を開始した昭和56年にも被告A&AMの耐火二層管が被災者kの作業する建設現場に到達した可能性があることを前提とし、その帰結として後記4(1)のシェアの認定においては被告A&AMの販売実績の乏しい昭和56年を含めて算定する。）。  
5  
10

建材現場到達事実は相当回数の到達を要することに鑑みると、新たな耐火二層管の石綿粉じんにはばく露したと認められる建設現場の合計数が比較的少ない被災者kについて、被告A&AMのシェアが10%を超えるか否かを被告A&AMの建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることに合理性があるとはいい難く、被告A&AMのシェアが10%を大きく上回るか否かも考慮して、被告A&AMの建材現場到達事実を認定するのが相当である。  
15

## (2) 原告e

上記第4の3(1)の認定事実によれば、原告eは42年間で合計370箇所以上（新築工事70箇所以上、改築工事300箇所以上）の建設現場で内装工事に従事し、内装材の切断や穿孔を行ったものである。大工である原告eは、改築工事においても新たな内装材を取り扱うのが通常であったと認めるのが相当であり、原告eが新たな内装材の切断や穿孔を行った建設現場の合計数は、被告らの警告表示義務の始期である昭和49年から被告ニチアスのけいカル板の製造が終了した平成4年までの19年間に限っても160箇所以上になる（ $370 \div 42 \times 19 = 167$ ）。  
20  
25

その多くの建設現場で内装材としてボード3種が使用されたから、ボード3種が使用されなかった建設現場があり得ることを踏まえても、原告eとの関係で、ボード3種について、ある被告のシェアが10%を超えるか否かを当該被告の建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることは合理性がある。

### (3) 原告 f

上記第4の4(1)の認定事実によれば、原告fは年間約30箇所の建設現場で左官工事に従事し、その建設現場の合計数は、被告らの警告表示義務の始期である昭和49年から被告ニチアスのけいカル板の製造が終了した平成4年までの19年間に限っても約570箇所になる。そのうち、原告fが新たな内装材を切断する作業を行った改築（改修）工場の建設現場は約1～2割であり、仮に約1割であったとすると約57箇所になるが、これに加えて原告fが内装材の石綿粉じんを間接的にばく露した建設現場があり、約1割の新築工場の建設現場では他の職種による新たな内装材の切断が行われ、改築（改修）工事でも他の職種による新たな内装材の切断が行われた建設現場が多かったものである（なお、新たな内装材の設置を伴わない建設現場もあったと考えられる。）。

これらの多くの建設現場で内装材としてボード3種が使用されたから、ボード3種が使用されなかった建設現場があり得ることを踏まえても、原告fに関して、ボード3種について、ある被告のシェアが10%を超えるか否かを当該被告の建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることは合理性がある。

## 2 被告A&AMのシェアの認定方法（浅野スレートのシェアとアスクのシェアの合算の可否）

本件におけるシェアの認定は被告らの不法行為責任の原因となる建材の建材現場到達事実の認定の考慮要素として行うもので、浅野スレートが製造販

5 売した建材とアスクが製造販売した建材はいずれも被告A&AMの不法行為責任の原因となるから、両社とも製造販売していたボード3種及びけいカル板については、両社のシェアの合計が10%を超えるか否かを被告A&AMの不法行為責任の原因となる建材の建材現場到達事実の認定の考慮要素とするのが合理的である。

### 3 ボード3種及びけいカル板のシェアの認定

#### (1) シェアの認定に用いる資料

##### ア 協会年報

10 ボード3種及びけいカル板のシェアに関する資料として、石綿スレート統計年報（スレート統計年報という名称を用いた時期もある。以下、「協会年報」という。）が提出されているところ、同資料は石綿スレート協会（スレート協会という名称を用いた時期もある。以下、単に「協会」という。）が所属する建材メーカーの工場ごと、建材の種類ごとの生産量や出荷量を詳細に調査したもので、他の資料が参照する一次資料であり、  
15 資料としての価値が高い。

もっとも、被告ニチアス及び被告神島化学は協会に所属していなかったもので（弁論の全趣旨）、協会年報のデータにはこのような協会に所属しない建材メーカーが製造販売したけいカル板は含まれないから、他の資料によってこれを補完する必要がある。

20 他方、協会が作成した資料に石綿スレートメーカーの全部が協会に入会している旨の記載があり（乙マ1039 [本文5頁]）、協会はボード2種の建材メーカーは全て協会に入会していると認識していたものと認められるから、協会に所属しない建材メーカーがシェアの認定において考慮すべき量のボード2種を製造販売していたとは認められない。甲C  
25 19（45頁）は、協会年報と昭和53年建材統計年報（乙シ2、乙シ24。以下「建材年報」という。）とで石綿含有スレートボードの出荷量

が整合しないとして、「アウトサイダー」として協会に所属しない建材メーカーが石綿含有スレートボードを製造販売していたことを示唆しているが、建材年報は寸法の異なる建材を一定の寸法に換算して枚数を算出していることがうかがわれ、協会年報と出荷量が異なるのはこのような換算に起因する可能性がある。なお、建材年報の「石綿スレート用途別出荷」（乙シ24）のボード2種の出荷量は協会年報と同一であり、建材年報のこの部分は協会年報（「ボード第15表 年間品種別使用箇所別出荷実績調査表」〔乙シ3の1の目次参照。当該部分は書証として提出されていない。〕）であると考えられる。）を取りまとめた二次資料であって、協会に所属しない建材メーカーの分は含まれないと解される。

協会年報は、昭和46年（乙マ1044。昭和46年石綿スレート統計年報）、昭和53年（乙シ3の1。昭和53暦年石綿スレート統計年報）、平成2年（乙シ3の2。平成2暦年スレート統計年報）の生産量や出荷量に関するものが提出されている。

このうち、昭和53年については、次のイのとおり、協会に所属しない建材メーカーの出荷量に関する資料が提出されているから、出荷量に基づく同年のシェアについて検討することとする。なお、甲C18（1980年版日本の建材産業）には、「石綿セメント硅酸カルシウム板」の「メーカー動向」として協会に所属しない建材メーカーを含めた建材メーカーごとの生産量が記載されているが、協会に所属する建材メーカーの同資料における生産量は協会年報と整合しない部分が多いから採用しない。

#### イ 甲C19（‘80年版建材用途・部位別需要動向と競合性）

「石綿セメント硅酸カルシウム板」の「主要メーカー出荷量推定」の表に協会に所属しない建材メーカーを含めた建材メーカーごと及び国内合計の出荷量が記載されている。協会に所属する建材メーカーの出荷量

の記載は協会年報の数値よりも若干多く丸められているほか、協会年報ではけいカル板の出荷が記載されていない久保田鉄工株式会社（協会年報の「久保田社」）の出荷量が記載されている。「石綿セメント硅酸カルシウム板」の本文には、耐火被覆板に関する記載（４７頁）や「サイディング」に関する記載（４９頁）がある。

なお、「石綿スレート」の「主要メーカー出荷量推定」にも「波形」と「ボード」に分けて同様の記載があるが、データの近似性に照らすと、「ボード」に関する記載のうち建材メーカーごとの出荷量は協会年報の「ボード類」（ボード３種のほか、軟質板、軟質フレキ板、パーライト板及び「ドライ製品」等を含む。）の出荷量を、国内合計の出荷量は建材年報の「石綿セメント板」（ボード３種その他、軟質板及びパーライト板を含む。）の出荷量を取りまとめた二次資料であると解される。

## (2) 昭和５３年のけいカル板のシェアの認定

被告A&AM及び被告MMKの出荷量は協会年報（乙シ３の１〔１１４～１１５頁〕）により認定できるから（「浅野社」が浅野スレート、「朝日社」がアスク、「三菱社」が被告MMKであると認める。浅野スレート５２万８７８３枚、アスク１９１万２３７１枚、被告MMK１１７万２２９１枚。）、被告らのシェアを認定するには、被告ニチアス及び被告神島化学の出荷量並びに協会に所属しない建材メーカーを含めた国内合計の出荷量を認定することを要する。

甲Ｃ１９の「石綿セメント硅酸カルシウム板」の「主要メーカー出荷量推定」の表には被告ニチアスの出荷量が３３０万枚、国内合計の出荷量が１０１５万枚と記載されているから、これを採用するのが相当である。被告神島化学が製造して自ら又は大建工業株式会社が販売した出荷量は甲Ｃ１９の上記表の「その他」に含まれると解されるが、これを具体的に認定することはできない。甲Ｃ１９の「石綿セメント硅酸カルシウム板」の出

荷量は、被告ニチアスも製造していた耐火被覆板であるけいカル第2種(甲C8の35の1・2)の出荷量や久保田鉄工株式会社のシェアが大きい「サイディング」(データベースの分類では石綿含有窯業系サイディングに含まれると考えられる。)の出荷量を含む可能性があるが、乙シ4(石綿含有建築材料廃棄物量の予測量調査結果報告書)によれば、昭和53年の国内合計のけいカル板の出荷量が1198万1000㎡であるのに対してけいカル第2種の出荷量はわずか17万9000㎡にとどまること、甲C19によれば、「サイディング」の国内合計の出荷量(157万㎡)は「石綿セメント硅酸カルシウム板」の国内合計の出荷量(1675万㎡〔48頁の円グラフ])の1割以下であると考えられ、「サイディング」での被告ニチアスのシェアは低く(「サイディング」の出荷量に関する表では「その他」に含められている。)、これを含めた方がけいカル板における被告ニチアスのシェアは低く算定されること、その他の被告らとの関係でも母数が多い方がシェアは低く算定され、被告らのシェアの手堅い認定になることを踏まえ、修正は行わない。

以上によれば、昭和53年の被告らのけいカル板の出荷量及びこれに基づくシェアは次の表のとおりであり(表の出荷量は1万枚未満を四捨五入して記載し、シェアは四捨五入前の出荷量で算定して小数第2位以下を四捨五入して記載する。「-」は認定できないことを意味する。以下同じ。)、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスのシェアが10%を超える。

	出荷量(万枚)	シェア
被告A&AM(浅野スレート)	53	計24.1%
被告A&AM(アスク)	191	
被告MMK	117	11.5%
被告ニチアス	330	32.5%

被告神島化学	—	—
国内合計	1 0 1 5	

(3) 昭和53年のボード3種のシェアの認定

ア ボード2種の出荷量

ボード2種の被告A&AM、被告MMK及び国内合計の出荷量は協会年報（乙C3の1〔114～115頁〕）により認定でき（浅野スレート合計358万8908枚、アスク合計468万4890枚、被告MMK合計301万1776枚、国内合計1761万5882枚）、被告ニチアス及び被告神島化学はボード2種を製造販売していたとは認められない。

イ 内装材としての出荷量を考慮した合算

ところで、原告らの主要原因建材の認定で述べたところによれば、本件で検討すべきはボード3種の内装材としての建材現場到達事実であるから、内装材としての出荷量を認定することが望ましい。

この点、乙シ24（建材年報の「石綿スレート用途別出荷」）は、フレキ板、平板及びけいカル板のそれぞれについて、用途別の出荷量を記載している（なお、甲C19にも「石綿スレート」及び「石綿セメント硫酸カルシウム板」の各項に用途別の割合の記載があるが、建材の分類が協会年報と異なっている可能性があり、記載内容が協会年報と整合している乙シ24を採用する。）。乙シ24で「内装用」に分類されている「内壁」、「天井」及び「間仕切」の昭和53年の各出荷量の合計を分子とし、昭和53年の合計出荷量を分母として、ボード2種（フレキ板と平板の合計）とけいカル板のそれぞれの出荷量における内装材としての出荷割合を算定すると、次のとおりである。

ボード2種  $(4,268,268 + 624,889 + 404,651 + 2,454,832 + 297,263 + 144,523) \div (11,919,873 + 5,696,009) \times 100 = 46.5\%$

けいカル板  $(2,721,606 + 831,484 + 30,049) \div 3,632,855 \times 100 =$

98.6%

建材メーカーごとのボード2種及びけいカル板の出荷量における内装材の割合を的確に示す資料はない。被告A&AMは昭和53年に化粧板のけいカル板を製造販売していなかった被告A&AMのけいカル板の出荷量における内装材の割合はより低い旨主張するものと解されるが、これを認めるに足りる証拠はない（なお、被告A&AMが出荷したけいカル板を二次加工メーカーが化粧板に加工した場合であっても被告A&AMが不法行為責任を免れないことは、上記第1節第3の3(3)のとおりである。）。

しかし、ボード2種とけいカル板とで内装材としての出荷割合に上記のような大きな差がある以上、建材メーカーごとの割合が明らかでないからといってこれを考慮せずに合算することは合理性に欠け、次のように、各被告及び国内合計のボード2種の出荷量には46.5%を、けいカル板の出荷量には98.6%を乗じた上で合計し、ボード3種の内装材としての出荷量を算出するのが相当である。

浅野スレート  $3,588,908 \times 0.465 + 528,783 \times 0.986 = 2,190,222$

アスク  $4,684,890 \times 0.465 + 1,912,371 \times 0.986 = 4,064,072$

被告MMK  $3,011,776 \times 0.465 + 1,172,291 \times 0.986 = 2,556,355$

被告ニチアス  $3,300,000 \times 0.986 = 3,253,800$

国内合計  $17,615,882 \times 0.465 + 10,150,000 \times 0.986 = 18,199,285$

#### ウ 小括

以上の算定を行った結果、昭和53年の被告らのボード3種の内装材としての出荷量及びこれに基づくシェアは次の表のとおりであり、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスのシェアが10%を超える。

	出荷量 (万枚)	シェア
--	----------	-----

被告A&AM（浅野スレート）	219	計34.4%
被告A&AM（アスク）	406	
被告MMK	256	14.0%
被告ニチアス	325	17.9%
被告神島化学	—	—
国内合計	1820	

(4) 昭和53年以外のシェアの認定

ア 昭和49年、昭和51年、昭和54年及び昭和55年のけいカル板のシェア

被告らの警告表示義務の始期である昭和49年以降では、昭和49年（甲C16。昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性）、昭和51年（甲C17。昭和52年～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性）、昭和54年及び昭和55年（乙シ6。1981年版／市場調査資料住宅システム市場調査総覧）について、協会に所属しない建材メーカーを含めた建材メーカーごと及び国内合計のけいカル板の出荷量が記載された資料が提出されている。これらの資料では協会年報と建材の分類が異なっていたり数値が丸められている可能性もあるが、各年におけるシェアを試算して主要原因企業の認定の考慮要素とするのが相当である。

上記各資料によれば、けいカル板のシェアは次の表のとおり試算される。なお、昭和49年及び昭和51年の被告神島化学のシェアの記載は、被告神島化学が製造して大建工業株式会社が販売した製品のシェアである。

	昭和49年	昭和51年	昭和54年	昭和55年
被告A&AM	30.5%	24.7%	23.9%	23.3%
被告MMK	12.2%	9.4%	9.6%	9.8%

被告ニチアス	36.6%	35.3%	30.4%	30.6%
被告神島化学	12.2%	9.4%	—	—

なお、甲C16及び甲C17の「石綿スレート」の「主要メーカー出荷量推定」には昭和49年及び昭和51年の「ボード」の建材メーカーごと及び国内合計の出荷量に関する記載があるが、甲C16及び甲C17は甲C19の別年度の資料である。上記(1)イで述べたところによれば「ボード」の出荷量にはボード3種以外の建材の出荷量も含まれていると考えられ、ボード3種の建材メーカーごと及び国内合計の出荷量を的確に推定することはできないから、昭和49年及び昭和51年についてボード3種のシェアの試算は行わない。

イ 平成2年の被告A&AM及び被告MMKのけいカル板のシェア

被告らの警告表示義務の始期である昭和49年以降では、平成2年の被告A&AM及び被告MMKのけいカル板の出荷量は協会年報（乙シ3の2〔74～75頁〕）により認定できる（浅野スレート〔浅野社〕676万1261枚、アスク〔アスク社〕384万8171枚、被告MMK〔三菱社〕300万2384枚。）。乙シ4によれば、全国のけいカル板の出荷量（面積）は昭和53年の1198万1000㎡に対して平成2年は3877万2000㎡と約3.2倍になっているから、これを昭和53年の全国のけいカル板の出荷量（枚数）1015万枚（上記(2)）に乗じると平成2年の全国のけいカル板の出荷量（枚数）は3284万6657枚（計算は上記倍率を四捨五入せずに行っている。）となる。

以上によれば、平成2年の被告A&AM及び被告MMKのけいカル板のシェアは次の表のとおり試算される。なお、同年の被告ニチアス及び被告神島化学のけいカル板の出荷量は明らかでないから、シェアの試算は行わない。

	出荷量 (万枚)	シェア
被告A&AM (浅野スレート)	676	計32.3%
被告A&AM (アスク)	385	
被告MMK	300	9.1%
国内合計	3285	

ウ 平成2年のボード3種における被告A&AM及び被告MMKのシェア

平成2年のボード2種の被告A&AM、被告MMK及び国内合計の出荷量は協会年報(乙シ3の2〔74～75頁〕)により認定できる(浅野スレート合計351万6008枚、アスク合計269万3174枚、被告MMK合計256万9273枚、国内合計1578万8283枚)。

上記(3)イと同様の方法でボード3種の内装材としての出荷量を算出すると、次のようになる(なお、平成2年の用途別の出荷量に関する書証は提出されていないため、上記(3)イの出荷割合を用いる。)

浅野スレート  $3,516,008 \times 0.465 + 6,761,261 \times 0.986 = 8,301,547$

アスク  $2,693,174 \times 0.465 + 3,848,171 \times 0.986 = 5,046,623$

被告MMK  $2,569,273 \times 0.465 + 3,002,384 \times 0.986 = 4,155,063$

国内合計  $15,788,283 \times 0.465 + 32,846,657 \times 0.986 = 39,728,355$

以上によれば、平成2年の被告A&AM及び被告MMKのボード3種の内装材としての出荷量及びこれに基づくシェアは次の表のとおり試算される。被告ニチアス及び被告神島化学のシェアの試算を行わないのは上記イと同様である。

	出荷量 (万枚)	シェア
被告A&AM (浅野スレート)	830	計33.6%
被告A&AM (アスク)	505	
被告MMK	416	10.5%

国内合計	3973	
------	------	--

(5) 小括

ア ボード3種のシェア

昭和53年の内装材としてのボード3種のシェアは、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスが10%を超えており、他の年においてこれらの被告のシェアが10%を下回っていたと認めるに足りる証拠はないから、被告らの警告表示義務の始期である昭和49年から被告ニチアスのけいカル板の製造が終了した平成4年までの内装材としてのボード3種の平均的なシェアにおいて、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスが10%を超えていたと認めるのが相当である。これに対し、被告神島化学が上記平均的なシェアにおいて10%を超えていたとは認められない。

イ けいカル板のシェア

昭和53年のけいカル板のシェアは、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスのシェアが10%を超えており、うち被告A&AM及び被告ニチアスについては、他の年のシェアが10%を下回っていたと認めるに足りる証拠はないから、被告らの警告表示義務の始期である昭和49年から被告ニチアスのけいカル板の製造が終了した平成4年までのけいカル板の平均的なシェアにおいて、被告A&AM及び被告ニチアスが10%を超えていたと認めるのが相当である。他方、被告MMKは、昭和51年、昭和54年、昭和55年及び平成2年について試算したシェアが10%を下回っていたことに照らすと、上記平均的なシェアにおいて10%を超えていたと認めることはできない。また、被告神島化学が上記平均的なシェアにおいて10%を超えていたとは認められない。

ウ ボード3種及びけいカル板はいずれも被災者kの主要原因建材であるが、ボード3種の一部であるけいカル板の昭和49年から平成4年まで

の平均的なシェアが10%を超えていた被告A&AM及び被告ニチアスは、ボード3種の上記シェアも10%を超えていたから、以下では、けいカル板の主要原因企業についてボード3種と別個に検討する必要性が生じない限り、ボード3種についてのみ検討する。

5 (6) 四国内のシェアの算定の適否

被告らの中にはボード3種やけいカル板について四国内のシェアを算定すべき旨主張する者がいる。本件各被災者は主に四国内の建設現場で作業していたから、四国内におけるシェアを認定することが望ましいといえるが、協会年報には、協会に所属する建材メーカーごとに「ボード類」(上記  
10 (1)イのとおり、ボード3種のほか、軟質板、軟質フレキ板、パーライト板及び「ドライ製品」等が含まれる。)の四国内の出荷量が記載されているものの、建材の種類ごとの四国内の出荷量は記載されていないし、協会に所属しない建材メーカーの四国内の出荷量を認定する方法もないから、協会年報の上記記載のみで四国内におけるシェアを試算することが合理的とはい  
15 い難い。

また、国内におけるシェアが10%を超えるが、四国内におけるシェアが10%を下回る被告がいる場合には、当該被告に関する考慮事情として四国内におけるシェアを試算することも考えられるが、このような被告がいるとは認められない。被告A&AMは、浅野スレートとアスクのシェア  
20 を合算しないことを前提に各社の四国内のシェアは10%を下回る旨主張するが、被告A&AMの建材現場到達事実は両社のシェアを合計したシェアに基づいて検討すべきことは上記2のとおりであり、仮に四国内におけるシェアを試算しても被告A&AMのシェアが10%を下回るとは考え難い。なお、上記(3)のボード3種のシェアの認定においては、協会年報の「四  
25 国浅野社」のボード2種の出荷量は被告A&AMの出荷量に含めていないが、乙マ1045には、四国浅野スレート、浅野防火建材等の外注工場は

浅野スレート出資比率50%又は100%のスレート製品生産工場で、事実上浅野スレートの生産部門である旨記載されており、被告A&AMが「四国浅野社」が製造したボード2種について不法行為責任を負う可能性も否定できない。

5 (7) 他の建材との合算によるシェアの認定の適否

被告らの中には、スラグせっこう板やせっこうボードの一種である防水ボードは、ボード3種と用途が共通するため、シェアの算定にあたって考慮すべき旨主張する者がいる。しかし、証拠（甲C8の11の2、甲C8の16の2、乙キC7）によれば、スラグせっこう板やせっこうボードは耐火性の高い建材であるが、その全てが防水性が高いものではなく（せっこうボードは水に弱いとされる。）、防水性の高い塗装等を施したスラグせっこう板や防水処理を行ったせっこうボード（防水ボード）のみが、ボード3種と特徴や用途が共通していたと考えられる。スラグせっこう板が主に昭和56年以降に出荷されるようになった建材であること（甲C8の11の2、乙シ4。なお、乙シ4はスラグせっこう板の使用部位を外装材とし、内装材としては掲げていない。）、防水性の高いせっこうボードの需要はせっこうボードのうちの平ボードの1%に満たないとする資料があること（甲C19〔76頁〕）に照らすと、これらの建材がボード3種の建材現場到達事実の認定に大きな影響を及ぼすものとはいえないから、シェアの算定に当たって考慮することが合理的であるとはいえない。

20 なお、全ての建設現場で必ずボード3種が使用されていたとは認め難いから、ボード3種と用途が競合する他の建材が使用されてボード3種が使用されない建設現場があり得ることを前提として建材現場到達事実は検討すべきであり、このことを踏まえても、本件各被災者に関しては、ボード3種について、ある被告のシェアが10%を超えるか否かを当該被告の建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることに合理性があることは上記1

のとおりである。

(8) 無石綿化建材との合算によるシェアの認定の適否

本件各被災者については、上記1のとおり、被告ニチアスのけいカル板の製造が終了した平成4年までの期間に限っても、ボード3種について、ある被告のシェアが10%を超えるか否かを当該被告の建材現場到達事実の認定の考慮要素とすることに合理性が認められ、その検討において、ボード3種が使用されない建設現場があり得ることは前提とされている。一般的に、建材現場到達事実の有無を検討すべき期間において石綿含有建材が無石綿化された建材が製造販売されていた場合には、シェアの認定において無石綿化建材を考慮すべきであるとしても、平成4年までの期間において、シェアの認定において考慮すべき量のボード3種に関する無石綿化建材が製造販売されていた事実は認められない。

(9) 被告ニチアスのけいカル板に関する考慮事情の有無

被告ニチアスは、自身が製造販売するけいカル板は、中高層ビル等の非住宅の建築工事で使用され、戸建住宅の建築工事ではほとんど使用されなかった旨主張するところ、証拠（乙マ1032、乙マ1033、乙マ1045）によれば、被告ニチアスのけいカル板の昭和50年頃の用途はゼネコンへの出荷が約90%であり、工場やマンションを含む中高層建築に使用されることが多く、戸建住宅に使用されるような商社や建材販売代理店への出荷は約10%であったこと、その傾向はその後も続き、住宅用比率がやや上昇傾向にあった平成19年でもマンション以外の住宅の用途割合は約20%（無石綿化されたけいカル板の用途割合であると考えられる。）であったことが認められる。一般的にはけいカル板の用途は住宅が約30～40%、石綿含有スレートボードの用途は住宅が約40%とされており、これらの数値におけるマンション等の集合住宅の扱いが明確でないなどの事情を考慮しても、被告ニチアスのけいカル板の昭和49年から平成4年

までの戸建住宅の用途割合（被告ニチアスはボード2種を製造販売していないから、ボード3種の用途割合も同一である。）は、一般的なけいカル板やボード3種における用途割合の半分以下であったと認めるのが相当である。けいカル板における被告ニチアスのシェアは30%を上回っているから、上記事情を考慮しても、戸建住宅向けのけいカル板における被告ニチアスのシェアが10%を下回るとは直ちにいい難いが、ボード3種における被告ニチアスのシェアは18%程度であるから、上記事情を考慮すると、戸建住宅向けのボード3種における被告ニチアスのシェアは10%を下回ると認められる。そこで、戸建住宅向けのボード3種における被告ニチアスのシェアが低かったことは、本件各被災者の個別事情を踏まえボード3種の主要原因企業を判断する際に考慮することとする。

この点、原告らは、被告ニチアスが製造販売するけいカル板は、一般の建材販売代理店にも相当量出荷されており、被告ニチアスが主張するような傾向は認められない旨主張し、その根拠として甲C26～29を提出する。しかし、これらの証拠には、大阪府内の建材販売代理店が回答した昭和50年～平成元年頃に仕入れていたけいカル板のメーカーが記載されているにすぎず、被告ニチアスからのけいカル板の仕入れ量が記載されているものではなく、これらの証拠をもって、国内の建材販売代理店に対する被告ニチアスのけいカル板の出荷量を推認することはできないから、上記結論は左右されない。

また、原告らは、被告ニチアスが主張する被告ニチアスのけいカル板の住宅の用途割合は出荷量の割合であり、これを建築物の床面積を考慮して建設現場数の割合にすると、建設現場数における住宅の割合が30%になるなどと主張するが、建築物の床面積を考慮して建設現場数を推認する手法の合理性には疑問があるし、一般的にはけいカル板の出荷量において用途が住宅であるものが約30～40%とされているのであるから（甲C1

6 [51頁]、甲C17 [51頁]、甲C19 [49頁])、出荷量の割合における被告ニチアス独自の事情を考慮するのが相当である。その他、原告らは、上記証拠(乙マ1032、乙マ1033、乙マ1045)の内容が信用できない旨や、被告ニチアスが住宅用の出荷割合の増加を試みていた旨を主張するが、客観的な裏付けはなく、採用することはできない。

5  
(10) 被告A&AMのボード3種に関する考慮事情の有無

被告A&AMは、シェアの算定において、二次加工メーカー等へのお荷分を除外すべきである旨主張するが、二次加工メーカー等へのお荷分についても一次メーカーが不法行為責任を免れないことは、上記第1節第3の3(3)のとおりである。

10  
被告A&AMは、自身が製造販売したボード3種の多くはプレハブメーカーや住宅機器メーカーにお荷されており、このような建材は建設現場では組み立てられるだけで石綿粉じんを発散しないから除外すべき旨主張する。しかし、被告A&AMのボード3種のプレハブメーカーや住宅機器メーカーへの出荷量を認定できる証拠はない。被告A&AMは、プレハブメーカーの資材に関する資料(乙キC11)の「石綿板」がボード3種である旨主張するが、その裏付けはなく、ボード3種以外の板状の石綿含有建材が広く含まれている可能性は否定できない。また、プレハブ住宅の新築工事に於いて内装材を設置する際にその切断や加工等を要しなかったとは直ちに認め難いし、内装材が設置された後の開口等を要しなかったとも認め難い。住宅機器メーカーが加工販売する内装材についても同様である。被告A&AMのお荷先にプレハブメーカーや住宅機器メーカーが含まれることが、内装材としてのボード3種のシェアの認定や主要原因企業の判断において考慮すべき事情とはいえない。

20  
25  
被告A&AMは、自身が製造販売したボード3種の多くを大手ゼネコンから材工一式方式で請け負った内装工事の自社施工に使用したから、これ

を除外してシェアを算定すべき旨主張するが、被告A&AMが大手ゼネコンから請け負った工事の自社施工に使用したのは、石綿含有スレート波板が多かったことがうかがわれる（乙キC 4〔5 1 頁、5 4 頁〕、乙キC 5〔3 3 頁〕）。ボード3種の製造販売について、被告A&AMに関して他の建材メーカーと異なる独自の事情があったことを認めるに足りる証拠はない。

なお、内装材としてのボード3種における被告A&AMのシェアは30%を超えるものであり、仮に被告A&AMに他の建材メーカーと異なる独自の事情があったとしても、それを考慮した被告A&AMのシェアが10%を下回るようになるとは考え難い。

#### 4 耐火二層管のシェアの認定

##### (1) シェアの認定

耐火二層管のシェアに関する資料として甲C 1 1（昭和6 1年度版特殊管材市場の総点検と展望〔上巻〕）及び甲C 1 2（配管材市場のマーケット・マニュアル）が提出されている。甲C 1 1（1 4 0 頁）には昭和5 6年度から昭和6 0年度までの、甲C 1 2（8 6 頁）には昭和6 1年度の、トーアトミジ株式会社、昭和電工株式会社及び被告A&AM（浅野スレート）の耐火二層管の各販売実績額が記載されており、これらの期間において上記3社以外の耐火二層管のメーカーがあったことはうかがわれないから、上記販売実績額によりシェアを認定するのが相当である。

上記各資料に記載された販売実績額を合計すると、昭和5 6年度から昭和6 1年度までの耐火二層管の販売実績額の合計は、トーアトミジ株式会社が約1 7 3 億3 0 0 0 万円、昭和電工株式会社が約3 4 億4 0 0 0 万円、被告A&AMが約2 9 億8 0 0 0 万円であり、上記3社の合計額は約2 3 7 億5 0 0 0 万円であるから、昭和5 6年度から昭和6 1年度までの被告A&AMのシェアは約1 2. 5%である（2 9. 8 億÷2 3 7. 5 億×1 0 0 = 1 2. 5）。また、被告A&AMの販売実績額及びシェアは昭和5

6年度から昭和61年度まで右肩上がりに伸びているが、被告A&AMが耐火二層管の製造を終了した昭和63年度には無石綿化建材(乙キC20)の製造が開始されたものと考えられ、被告A&AMの耐火二層管の出荷量が相当に落ち込んだ可能性もあることを踏まえると、耐火二層管について、被告A&AMが耐火二層管を製造していた昭和56年から昭和63年までの8年間における被告A&AMの平均的なシェアは約12.5%であったと認めるのが相当である。

(2) 被告A&AMに関する考慮事情の有無

被告A&AMは、甲C11(140頁)に四国における被告A&AMの販売実績額が「微量」である旨記載されていることを根拠として、四国内の耐火二層管における被告A&AMのシェアは、四国内に被告A&AMの耐火二層管の代理店が存在しなかったため、国内のシェアと異なる旨主張する。

この点、甲C11には、トーアトミジ株式会社及び昭和電工株式会社も併せた四国における耐火二層管の販売実績額の合計を認定できる記載はないから、四国内の耐火二層管における被告A&AMのシェアを算定することはできない。

もっとも、四国における被告A&AMの販売実績額に関する上記「微量」の記載は、被告A&AMの四国における販路が乏しかったことをうかがわせる事情である。主に四国の建設現場で作業した被災者kとの関係においては、四国内の耐火二層管における被告A&AMのシェアが国内のシェアを下回っていた可能性があることを考慮するのが相当である。

(3) 被告A&AMの主張について

ア 他の建材との合算について

被告A&AMは、耐火二層管は強化プラスチック複合管及びフッ素樹脂ライディング鋼管と用途が共通するから、これらと合算してシェアを

算定すべき旨主張する。しかし、甲D1の2の6によれば、被災者kが昭和57年から昭和63年までに45箇所の建設現場で施工（設置）・修理・撤去を行ったのは耐火二層管であると認められる。汚水及び雑排水管、雨水管、通気管等に使用された耐火二層管と、農業用水路等に多く使用された強化プラスチック管複合管（甲C20〔109頁〕）や、化学プラント分野、半導体分野等を主たる用途とするフッ素樹脂ライディング鋼管（甲C20〔20頁〕）との用途が共通するとはいえないことに鑑みると、他の建材と区別して耐火二層管の施工（設置）・修理・撤去について説明した甲D1の2の6の信用性が低いとはいえないから、他の建材と合算してシェアを算定する必要性は認められない。

#### イ OEM製品について

被告A&AMは、被告A&AMが製造し、三菱樹脂株式会社が販売したOEM製品を被告A&AMのシェアから除外すべき旨主張するが、二次加工メーカー等への出荷分と同様に、製造者である被告A&AMの作業現場従事者に対する警告表示義務を否定する理由はなく、かかる主張は採用できない。

### 第6 本件各被災者に対する被告らの建材現場到達事実の有無

#### 1 被災者k

##### (1) ボード3種についての主要原因企業

ボード3種について昭和49年から平成4年までの平均的なシェアが10%を超えていたのは被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスである。被災者kが作業した建設現場の9割以上が大規模建築であったから、戸建住宅向けのボード3種における被告ニチアスのシェアが低かったことは被災者kに関する主要原因企業の認定に影響する事情とはいえず、被災者kのボード3種についての主要原因企業は被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスである（したがって、けいカル板の主要原因企業を別途に検討

する必要はない。)

## (2) 耐火二層管についての主要原因企業

被告A&AMが耐火二層管を製造していた昭和56年から昭和63年までの8年間で被災者kが新たな耐火二層管の切断加工を行ったと認められる建設現場の合計数は45箇所程度であるところ、この期間の国内の耐火二層管における被告A&AMの平均的なシェアは約12.5%であり、10%を大きく上回るとはいえない。四国の耐火二層管における被告A&AMのシェアは国内のシェアを下回っていた可能性があることも考慮すると、被災者kの耐火二層管についての主要原因企業が被告A&AMであると認めることはできない。

## (3) 小括

以上より、被災者kについて、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスが製造販売したボード3種の建材現場到達事実が認められる。

## 2 原告e

ボード3種の昭和49年から平成4年までの平均的なシェアが10%を超えていたのは被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスである。しかし、原告eが上記期間に作業した建設現場は主として個人の木造住宅であるから、戸建住宅向けのボード3種における被告ニチアスのシェアが低かったことを踏まえると、被告eについて、被告ニチアスがボード3種の主要原因企業であるとは認められず、原告eのボード3種についての主要原因企業は被告A&AM及び被告MMKである。

以上より、原告eについて、被告A&AM及び被告MMKが製造販売したボード3種の建材現場到達事実が認められる。

## 3 原告f

原告fが昭和49年から平成4年までに作業した建設現場は主として個人の木造住宅であるから、原告eと同様に、被告ニチアスがボード3種の主要

原因企業であるとは認められず、原告 f についても、被告 A & AM 及び被告 MMK が製造販売したボード 3 種の建材現場到達事実が認められる。

### 第 3 節 被告らの損害賠償責任の範囲の考慮事情

#### 第 1 寄与度総論

##### 1 被告らの損害賠償責任の範囲

本件各被災者についてボード 3 種の建材現場到達事実が認められる被告（被災者 k について、被告 A & AM、被告 MMK 及び被告ニチアス。原告 e 及び原告 f について被告 A & AM 及び被告 MMK。以下、このような被告を併せて「責任被告ら」という。）は、民法 719 条 1 項後段の類推適用による立証責任の転換により、責任被告らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことの立証責任を負うところ、上記建材現場到達事実と本件各被災者の石綿関連疾患の発症との間に因果関係が存在しないとは認められないから（被災者 k の喫煙歴を理由として因果関係を否定する主張は、後記第 3 の 2 のとおり採用できない。）、責任被告らは、本件各被災者の石綿関連疾患の発症による損害について不法行為責任を負う（上記第 2 節第 1）。

その損害賠償責任の範囲は寄与度に応じたものとなるが、複数の被告の建材現場到達事実が認められ、各被告が本件各被災者の石綿関連疾患の発症に個別にどの程度の影響を与えたのか明らかでない場合には、複数の被告はこのような事情も考慮して定まる共通の寄与度に応じた範囲で連帯して損害賠償責任を負うことになる（上記第 2 節第 1）。

##### 2 寄与度の認定方法

###### (1) 概要

責任被告らの寄与度を定める上では、責任被告らが警告表示義務に反して製造販売したボード 3 種から発散した石綿粉じんへの本件各被災者のばく露量が本件各被災者の石綿粉じんへのばく露量全体に占める割合が主要な考慮事情となる。

## (2) 考慮要素

責任被告らが警告表示義務に反して製造販売したボード3種が本件各被災者の作業する建設現場に到達したと考えられる期間（以下「本件責任期間」という。）より前に本件各被災者が石綿粉じんにはばく露した期間（以下「本件責任前期間」という。）がある場合には、石綿粉じんや石綿等に関する規制が強化された経緯等に照らすと、時期が後になるほど石綿粉じんへのばく露は抑制されており、本件責任前期間における石綿粉じんへの1年当たりのばく露量はそれより後の期間における石綿粉じんへの1年当たりのばく露量を下回らないと考えられるから、本件責任前期間が本件各被災者が石綿粉じんにはばく露する作業に従事した期間（以下「石綿粉じんばく露作業期間」という。）に占める比率は、寄与度を定める上での考慮事情とするのが相当である。

また、本件責任期間以降（本件責任期間及び本件責任期間より後の期間）において、本件各被災者がボード3種以外の石綿含有建材から発散した石綿粉じんにはばく露したり、建物の改築（改修）・解体工事における既存の石綿含有建材の加工や解体（撤去）等の建材メーカーが本件各被災者に対する警告表示義務を負わない作業（屋外建設作業も含まれるが、屋外建設作業による石綿粉じんへのばく露量は乏しいと考えられる。）で発散した石綿粉じんにはばく露している場合には、このようなボード3種以外の建材や建材メーカーが不法行為責任を負わない建材（以下、併せて「責任外建材」という。）による石綿粉じんへのばく露は責任被告らの不法行為責任の原因とはならないから、そのばく露量が同期間のばく露量全体に占める比率は、寄与度を定める上での考慮事情となる。同比率を的確に認定することは困難な場合が多いと考えられるが、本件各被災者の個別の事情を踏まえて控えめに考慮するのが相当である。なお、本件責任期間より後の石綿粉じんへのばく露は、責任外建材によるばく露に含めて考慮することになるが、

時期が後になるほど石綿粉じんへのばく露は抑制されたと考えられることを踏まえて考慮するのが相当である。

他方で、ボード3種の建材メーカーの各シェアが、当該建材メーカーが本件各被災者の石綿関連疾患の発症に与えた影響の程度にそのまま反映されるものとはいい難いこと（神奈川1陣最判）に鑑みると、通常は、責任被告ら以外のボード3種の建材メーカーが本件各被災者の石綿関連疾患の発症にどの程度の影響を与えたのかは明らかにならないから、責任被告らの寄与度を定める上でこのような建材メーカーの存在を考慮するのは相当でない。

また、責任被告らの中のある被告が本件各被災者の石綿関連疾患の発症に個別にどの程度の影響を与えたのかも、同様に、通常は明らかにならないと考えられる。警告表示義務に反してボード3種を製造販売した期間が被告によって異なる場合も同様である。

### (3) 小括

以上によれば、本件責任被告らの寄与度については、主に①本件各被災者の本件責任前期間が石綿粉じんばく露作業期間に占める比率による寄与度減責と、②本件責任期間以降における⑦ボード3種以外の石綿含有建材による石綿粉じんばく露の有無、同建材の種類・性質・使用期間、⑧既存の石綿含有建材の加工や解体（撤去）等の作業による石綿粉じんばく露の有無、同作業の内容・期間等を考慮した責任外建材による寄与度減責とを考慮して、寄与度を定めるのが相当である。

## 3 原告ら及び被告らの主張について

原告らは、責任被告らの本件責任期間が本件各被災者の石綿関連疾患発症に十分といえる場合は寄与度減責を認めるべきではない旨主張するが、そのような場合であっても、責任被告らに起因する石綿粉じんばく露のみでも石綿関連疾患を発症する可能性があったといえるにとどまり、責任被告らに起

因する石綿粉じんばく露と石綿関連疾患の発症との因果関係が認められるものではない。そうすると、責任被告らの不法行為責任はやはり民法719条1項を類推適用して立証責任が転換されることにより認められるのであるから、責任被告らの損害賠償責任の範囲は寄与度に応じたものとするのが相当である。石綿関連疾患は、累積的に石綿粉じんばく露することによって発症する疾病であることに鑑みると、本件責任期間が長期であったとしても、責任被告らの不法行為責任とは別個の石綿粉じんばく露が石綿関連疾患の発症に寄与することは否定できない。原告らの主張は採用できない。

被告らの中には、建設事業者の安全配慮義務違反の責任、国の規制権限不行使の責任及び二次加工メーカー等の責任を寄与度の判断にあたって考慮すべき旨主張する者がいる。しかし、ある建設現場でのある建材による石綿粉じんへのばく露について、当該建材を製造販売した建材メーカーの警告表示義務違反、当該建設現場に関する建設事業者の安全配慮義務違反及び国の規制権限不行使はそれぞれ因果関係が認められ得るものであり、二次加工メーカー等の建材による石綿粉じんへのばく露については、一次メーカーの警告表示義務違反及び二次加工メーカー等の警告表示義務違反はそれぞれ因果関係が認められ得るものである。これらの損害賠償責任は両立して併存する関係にあるから、かかる事情は、寄与度の判断に際して考慮すべきではない。なお、寄与度による損害賠償責任の範囲の限定を行うのであるから、寄与度とは別に、さらに因果関係の立証の困難等の事案の特質等を理由とする損害賠償責任の範囲の限定（国の規制権限不行使による賠償責任について大阪泉南（2陣）高判参照）を行うことが相当とはいえない。

## 第2 本件各被災者の石綿関連疾患発症に対する責任被告らの寄与度

### 1 被災者k

#### (1) 本件責任前期間による寄与度減責

上記第2節第3及び第4の2のとおり、被災者kの石綿粉じんばく露作

業期間は昭和48年5月頃から平成27年9月頃までの約42年間であり、責任被告らの本件責任期間は、警告表示義務の始期である昭和49年から被告A&AMのボード3種の製造が終了した平成16年までである。本件責任前期間は1年に満たないから、本件責任前期間による寄与度減責の必要性は認められない。

(2) 本件責任期間以降の責任外建材による寄与度減責

被災者kが約4割の建設現場で耐火二層管（被告A&AMが主要原因企業であるとは認められない以上、責任外建材に該当する。）の切断加工等を行ったこと、ボード3種以外の石綿を含有する内装材の切断や開口を行うこともあったこと、石綿吹付作業が行われている近くで作業を行うこともあったこと、新たなボード3種の切断や開口を行うのは配管工事に必要な範囲に限られること等（上記第2節第4の2(1)に照らすと、新たな石綿含有建材による石綿粉じんへのばく露量のうちの半分以上はボード3種以外の建材によるものであったと認められる。

建設現場数の約3割を占める改築（改修）工事では石綿を含有する既存の内装材の切断や開口、石綿を含有する配管部材の修理や撤去等の作業を行ったこと、平成27年9月頃まで石綿粉じんへのばく露する作業に従事したことに照らすと、改築（改修）工事における作業期間が新築工事より短いと考えられることを考慮しても、既存の石綿含有建材による石綿粉じんへのばく露量も一定程度あったと認められる。

これらの事情を踏まえると、本件責任期間以降の石綿粉じんへのばく露量のうち責任外建材によるばく露量が占める比率は少なくとも約60%を下回らないものと認めるのが相当である。

(3) 小括

被災者kに係る上記事情を考慮すると、責任被告らの寄与度は40%とするのが相当である。

## 2 原告 e

### (1) 本件責任前期間による寄与度減責

上記第2節第3及び第4の3のとおり、原告 e の石綿粉じんばく露作業期間は昭和40年4月頃から平成23年12月頃までの約46年間であり、責任被告らの本件責任期間は、被災者 k と同様に昭和49年から平成16年までである。本件責任前期間は昭和40年4月頃からの約8年9か月であるから、石綿粉じんばく露作業期間に占める比率は約19%である。

### (2) 本件責任期間以降の責任外建材による寄与度減責

原告 e が石綿を含有する多様な内装材や外装材を取り扱ったこと等（上記第2節第4の3(1)）に照らすと、新たな石綿含有建材による石綿粉じんへのばく露量のうちの半分近くはボード3種以外の建材によるものであったと認められる。

原告 e が建設現場数の約8割以上を占める改築工事や解体工事で既存の石綿含有建材の解体（撤去）に従事したこと、平成23年12月頃まで石綿粉じんにはばく露する作業に従事したことに照らすと、改築工事や解体工事における作業期間が新築工事より短いことを考慮しても、既存の石綿含有建材による石綿粉じんへのばく露量も相当程度あったと認められる。

これらの事情を踏まえると、本件責任期間以降の石綿粉じんへのばく露量のうち責任外建材によるばく露量が占める比率は少なくとも約60%弱を下回らないものと認めるのが相当である。

### (3) 小括

原告 e に係る上記事情を考慮すると、責任被告らの寄与度は35%とするのが相当である。

## 3 原告 f

### (1) 本件責任前期間による寄与度減責

上記第2節第3及び第4の4のとおり、原告 f の石綿粉じんばく露作業

期間は昭和42年4月から平成12年頃までの約33年であり、責任被告らの本件責任期間は昭和49年から平成12年頃までである。本件責任前期間は6年9か月であるから、石綿粉じんばく露作業期間に占める比率は約20%である。

5 (2) 本件責任期間以降の責任外建材による寄与度減責

原告fが新たなボード3種を切断するのは小規模な浴室の改築（改修）工事等に限られ、その他のボード3種による石綿粉じんへのばく露は間接ばく露であること、ボード3種以外の内装材による石綿粉じんへのばく露することがあったこと、屋内で石綿セメント円筒を切断加工することがあったこと、石綿含有混和材（テーリング）をセメントに混ぜる作業を行うことがあったこと等（上記第2節第4の4(1)）に照らすと、新たな石綿含有建材による石綿粉じんへのばく露量のうちの相当程度はボード3種以外の建材によるものであったと認められる。

原告fが、建設現場数の約9割を占める改築工事では、間接ばく露のみならず、既存の石綿含有建材の解体（撤去）に従事して石綿粉じんに直接的にばく露することも多かったことに照らすと、改築工事における作業期間が新築工事より短いことを考慮しても、既存の石綿含有建材による石綿粉じんへのばく露量は新たな石綿含有建材によるものを相当程度上回ったと認められる。

20 これらの事情を踏まえると、本件責任期間以降の石綿粉じんへのばく露量のうち責任外建材によるばく露量が占める比率は少なくとも約70%を下回らないものと認めるのが相当である。

(3) 小括

原告fに係る上記事情を考慮すると、責任被告らの寄与度は25%とするのが相当である。

第3 喫煙歴の石綿関連疾患発症への影響について

## 1 喫煙歴の考慮

肺がんの発症リスクは、喫煙歴も石綿粉じんばく露歴もない人を1とすると、喫煙歴があり石綿粉じんばく露歴がない人では約10倍、喫煙歴がなく石綿粉じんばく露歴がある人では約5倍、喫煙歴も石綿粉じんばく露歴もある人では約53倍になると報告されていること（上記第2章第2節第3の2(1)ア）からすれば、喫煙は肺がんの発症リスクを高めるものといえる。したがって、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者の慰謝料を定めるにあたっては、損害の公平な分担の見地に照らし、民法722条2項を類推適用して、相当程度の減額を認めるのが相当である。もっとも、各人の喫煙量・喫煙期間が、どの程度肺がんの発症に影響を与えたかは必ずしも明らかではないこと等に照らすと、肺がんを発症した者については、一律に約1割を減ずるのが相当である。

肺がん以外の石綿関連疾患については、喫煙が発症リスクを高めることを認めるに足りる証拠がない。

## 2 被告らの主張について

被告らの中には、喫煙量と喫煙期間に基づく喫煙指数による肺がんの発症リスクの増加倍率を考慮して、被災者の喫煙歴の内容によっては石綿粉じんへのばく露と肺がんの発症との因果関係を否定し、少なくとも大幅な減額を行うべき旨主張する者がいる。しかし、喫煙指数による肺がんの発症リスクの増加倍率は、特定の被災者について喫煙歴が肺がんの発症に影響した程度の認定に直結するものではないから、喫煙指数によって損害額の減額率を定めることが相当とは認められない。喫煙指数が高い場合であっても、石綿粉じんへのばく露と喫煙が相乗的に肺がんの発症に作用したことは否定できないから、石綿粉じんへのばく露と肺がんの発症との因果関係が否定されるものではない。

被告らの中には、喫煙を原因とする肺気腫の影響が認められる場合は喫煙

歴による損害への影響を具体的に判断することが可能である旨主張する者がいるが、本件各被災者の中に肺気腫にり患した者がいるとは認められない。

#### 第4節 本件各被災者の損害額

##### 第1 損害額の概要

5 原告らは本件各被災者の個別の財産的損害を主張立証することなく慰謝料に関する請求のみをしているが、その慰謝料額については、本件各被災者がり患した石綿関連疾患の種類及び死亡の有無等の本件にて顕れた一切の事情を考慮し、本件各被災者の精神的苦痛のほか、本件各被災者に労災保険給付等によっても填補されない財産的損害が生じたと考えられることも踏まえた  
10 包括的なものとして定めるのが相当である。

原告らの弁護士費用については、慰謝料額に寄与度及び喫煙歴による修正を加えた額の約1割について、責任被告らの不法行為との相当因果関係を認めるのが相当である。

##### 第2 被災者kの損害額

###### 15 1 基本慰謝料額

被災者kは、ボード3種から発散した石綿粉じんにはく露したことによって肺がんを発症し、死亡しているところ、本件にて顕れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は2600万円とするのが相当である。

###### 2 寄与度による修正

20 上記第3節第2の1(3)のとおり、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスの寄与度はいずれも40%であるから、寄与度による修正後の額は1040万円となる。

###### 3 喫煙歴による修正

被災者kは、18歳から58歳までの間、1日あたり50本程度喫煙していたから（甲D1の2の9〔1枚目〕）、寄与度による修正後の額の約1割を  
25 減額するのが相当である。

#### 4 損害額

以上によれば、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスが損害賠償責任を負う被告kの慰謝料額は936万円となる。

上記第2章第2節（前提事実）第1の1のとおり、被災者kの権利義務につき、妻である原告a並びに子である原告b、原告c及び原告dが相続している。原告abcdが承継した上記慰謝料額及び原告abcdの弁護士費用のうち被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスの不法行為と相当因果関係の認められる額は、以下のとおりである。

##### (1) 原告a

ア 慰謝料額 468万円

イ 弁護士費用 46万円

ウ 合計 514万円

##### (2) 原告b、原告c及び原告d

ア 慰謝料額 各156万円

イ 弁護士費用 各15万円

ウ 合計 各171万円

#### 第3 原告e

##### 1 基本慰謝料額

原告eは、ボード3種から発散した石綿粉じんにはばく露したことによってびまん性胸膜肥厚を発症しているところ、本件にて顕れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は2300万円とするのが相当である。

##### 2 寄与度による修正

上記第3節第2の2(3)のとおり、被告A&AM及び被告MMKの寄与度はいずれも35%であるから、寄与度による修正後の額は805万円となる。

##### 3 喫煙歴による修正

原告eは肺がんを発症したものではないから、喫煙歴による修正の必要は

ない。

#### 4 損害額

以上によれば、被告A&AM及び被告MMKが損害賠償責任を負う原告eの慰謝料額及び原告eの弁護士費用のうち被告A&AM及び被告MMKの不法行為と相当因果関係の認められる額は、以下のとおりである。

(1) 慰謝料額 805万円

(2) 弁護士費用 80万円

(3) 合計 885万円

#### 第4 原告f

##### 1 基本慰謝料額

原告fは、ボード3種から発散した石綿粉じんにはく露したことによって肺がんを発症しているところ、本件にて顕れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は2300万円とするのが相当である。

##### 2 寄与度による修正

上記第3節第2の3(3)のとおり、被告A&AM及び被告MMKの寄与度はいずれも25%であるから、寄与度による修正後の額は575万円となる。

##### 3 喫煙歴による修正

原告fは、20歳から40歳まで、1日あたり一箱程度喫煙していた(甲D3の2の2〔2枚目])から、寄与度による修正後の額の約1割を減額するのが相当である。

#### 4 損害額

以上によれば、被告A&AM及び被告MMKが損害賠償責任を負う原告fの慰謝料額及び原告fの弁護士費用のうち被告A&AM及び被告MMKの不法行為と相当因果関係の認められる額は、以下のとおりである。

(1) 慰謝料額 518万円

(2) 弁護士費用 51万円

(3) 合計 569万円

#### 第5 遅延損害金の起算日

不法行為に基づく損害賠償債務は、慰謝料はもとより、弁護士費用についても、なんらの催告を要することなく損害の発生と同時に遅滞に陥る（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁、最高裁昭和55年（オ）第1113号同58年9月6日第三小法廷判決・民集37巻7号901頁参照）。本件各被災者の損害は石綿関連疾患を発症した時に発生するもので、その後の死亡等により損害が拡大した部分を含めて、原告らに対する損害賠償債務は遅くとも労災認定手続で認定された石綿関連疾患の診断確定日に遅滞に陥るものと解するのが相当である。

#### 第5章 結論

以上によれば、原告らの請求は、原告aの請求につき、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスに対して連帯して514万円及びその遅延損害金の支払を求める限度で、原告b、c及びdの請求につき、被告A&AM、被告MMK及び被告ニチアスに対して連帯して各171万円及びその遅延損害金の支払を求める限度で、原告eの請求につき、被告A&AM及び被告MMKに対して連帯して885万円及びその遅延損害金の支払を求める限度で、原告fの請求につき、被告A&AM及び被告MMKに対して連帯して569万円及びその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については、被告A&AM及び被告ニチアスとの関係ではその申立てに基づき、被告MMKの関係では職権で付すこととした。

高松地方裁判所民事部

裁判長裁判官

---

光 野 哲 治

裁判官

5

---

山 田 雅 秋

裁判官

10

---

伊 勢 若 菜

別紙1 訴訟費用

1 原告 a b c d に生じた費用

20分の13を原告 a b c d の負担とし、その余を被告 A&AM、被告MMK  
及び被告ニチアスの負担とする。

5 2 原告 e に生じた費用

10分の7を原告 e の負担とし、その余を被告 A&AM及び被告MMKの負担  
とする。

3 原告 f に生じた費用

5分の4を原告 f の負担とし、その余を被告 A&AM及び被告MMKの負担と  
10 する。

4 被告 A&AM に生じた費用

4分の1を被告 A&AMの負担とし、4分の1を原告 a b c d の負担とし、そ  
の余を原告 e 及び原告 f の負担とする。

5 被告MMK に生じた費用

15 4分の1を被告MMKの負担とし、4分の1を原告 a b c d の負担とし、その  
余を原告 e 及び原告 f の負担とする。

6 被告ニチアスに生じた費用

10分の1を被告ニチアスの負担とし、5分の1を原告 a b c d の負担とし、  
その余を原告 e 及び原告 f の負担とする。

20 7 被告神島化学に生じた費用

3分の1を原告 a b c d の負担とし、その余を原告 e 及び原告 f の負担とする。

## 別紙2 略語一覧表

### 第1 頻用する略語（本文の定義等の再掲）

- 1 石綿関連疾患 石綿の吸入に起因する疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水等）
- 5 2 警告表示義務 石綿含有建材から生ずる石綿粉じんにはばく露すると石綿関連疾患を発症する危険があること等を表示する義務
- 3 データベース 国土交通省及び経済産業省が公表している石綿(アスベスト)含有建材データベース
- 4 建材現場到達事実 特定の建材メーカーが警告表示義務に違反して製造販売  
10 した石綿含有建材が特定の被災者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していた事実
- 5 主要原因建材 石綿粉じんにはばく露したことにより当該被災者の石綿関連疾患の発症に与えた影響が大きい石綿含有建材の種類
- 6 主要原因企業 主要原因建材を製造販売した建材メーカーのうち建材現場到  
15 達事実が認められる建材メーカー
- 7 二次加工メーカー等 二次加工メーカー、プレハブメーカー及び住宅機器メーカー

### 第2 当事者等（本文の定義等の再掲）

- 1 原告 a b c d 原告 a、原告 b、原告 c 及び原告 d の総称
- 20 2 被災者 k 原告 a b c d の被相続人である k
- 3 原告 e 原告 e
- 4 原告 f 原告 f
- 5 本件各被災者 被災者 k、原告 e、原告 f の各人
- 6 浅野スレート 浅野スレート株式会社
- 25 7 アスク 株式会社アスク（旧商号は朝日石綿工業株式会社）
- 8 被告 A&AM 被告株式会社エーアンドエーマテリアル（ただし、浅野スレ

ート又はアスクを指す場合がある。)

9 被告MMK 被告株式会社エム・エム・ケイ (旧商号は三好石綿工業株式会社、三菱セメント石綿工業株式会社、三菱セメント建材株式会社、三菱マテリアル建材株式会社)

5 10 被告ニチアス 被告ニチアス株式会社(旧商号は日本アスベスト株式会社)

11 被告神島化学 被告神島化学工業株式会社

第3 シェアの認定に関する略語 (本文の定義の再掲)

1 協会年報 石綿スレート統計年報ないしスレート統計年報

2 協会 石綿スレート協会

10 3 建材年報 昭和53年建材統計年報

第4 寄与度の認定に関する略語 (本文の定義の再掲)

1 責任被告ら 本件各被災者についてボード3種の建材現場到達事実が認められる被告の総称

15 2 本件責任期間 責任被告らが警告表示義務に反して製造販売したボード3種が本件各被災者の作業する建設現場に到達したと考えられる期間

3 本件責任前期間 本件責任期間より前に本件各被災者が石綿粉じんにはく露した期間

4 石綿粉じんばく露作業期間 本件各被災者が石綿粉じんにはく露する作業に従事した期間

20 5 責任外建材 ボード3種以外の建材や建材メーカーが不法行為責任を負わない建材

第5 建材の種類 (本文の定義等の再掲)

1 フレキ板 データベースの「石綿含有スレートボード・フレキシブル板」

2 平板 データベースの「石綿含有スレートボード・平板」

25 3 ボード2種 フレキ板及び平板を包括する建材の種類名

4 けいカル板 データベースの「石綿含有けい酸カルシウム板第1種」

- 5 ボード3種 フレキ板、平板及びけいカル板を包括する建材の種類名
- 6 石綿セメント円筒 データベース(令和5年1月25日更新後のもの)の「石綿セメント円筒」
- 7 耐火二層管 データベース(令和5年1月25日更新後のもの)の「石綿ビ  
5 ニル二層管」
- 8 軟質板 データベースの「石綿含有スレートボード・軟質板」
- 9 軟質フレキ板 データベースの「石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板」
- 10 10 スラグせっこう板 データベースの「石綿含有スラグせっこう板」
- 11 11 パルプセメント板 データベースの「石綿含有パルプセメント板」
- 12 12 ロックウール吸音天井板 データベースの「石綿含有ロックウール吸音天井板」
- 13 13 せっこうボード データベースの「石綿含有せっこうボード」
- 14 14 パーライト板 データベースの「石綿含有パーライト板」
- 15 15 15 けいカル第2種 データベースの「石綿含有けい酸カルシウム板第2種」
- 第6 法令等(9は本文の定義の再掲。そのほかは、別紙3に定義を記載した。)
- 1 旧労基法 昭和47年法律第57号による改正前の労働基準法(昭和22年公布)
- 2 旧安衛則 昭和22年制定の労働安全衛生規則(昭和47年廃止)
- 20 3 旧特化則 昭和46年制定の特定化学物質等障害予防規則(昭和47年廃止)
- 4 安衛法 労働安全衛生法(昭和47年公布)
- 5 安衛令 労働安全衛生法施行令(昭和47年制定)
- 6 安衛則 労働安全衛生規則(昭和47年制定)
- 7 特化則 特定化学物質等障害予防規則(昭和47年制定)
- 25 8 表示方法通達 「労働安全衛生法第57条に基づく表示の具体的記載方法について」と題する通達(昭和50年3月27日基発第170号)

9 昭和48年通達 「特定化学物質等障害予防規則に係る有害物質（石綿およびコールタール）の作業環境気中濃度の測定について」と題する通達（昭和48年7月11日基発第407号）

10 石綿等 石綿及び石綿を含有する製剤その他の物（安衛令、安衛則又は特  
5 化則が規制対象とする物に限る。）

#### 第7 裁判例（本文には定義等を記載しない。）

1 神奈川1陣最判 最高裁平成30年（受）第1447号、同第1448号、  
同第1449号、同第1451号、同第1452号令和3年5月17日第一小  
法廷判決・民集75巻5号1359頁

10 2 東京1陣最判 最高裁平成31年（受）第596号令和3年5月17日第一  
小法廷判決・民集75巻6号2303頁

3 京都1陣最判 最高裁平成31年（受）第290号、同第291号、同第2  
92号令和3年5月17日第一小法廷判決・裁判集民事265号201頁参照

15 4 大阪1陣最判 最高裁平成31年（受）第491号、同第495号令和3年  
5月17日第一小法廷判決・裁判集民事265号267頁

5 神奈川2陣最判 最高裁令和3年（受）第1125号、同第1126号令和  
4年6月3日第二小法廷判決・裁判集民事268号1頁

6 九州1陣最決 最高裁令和2年（才）第483号、同年（受）第608号、  
最高裁令和2年（才）第484号、同年（受）第609号、最高裁令和2年（才）  
20 第485号、同年（受）第610号、最高裁令和2年（才）第486号、同年  
（受）第611号各令和4年2月9日第二小法廷決定の総称

7 北海道1陣最決 最高裁令和5年（受）第2392号令和6年2月21日決  
定

8 大阪泉南（1陣）最判 最高裁平成23年（受）第2455号平成26年1  
25 0月9日第一小法廷判決・判例タイムズ1408号32頁

9 大阪泉南（2陣）高判 大阪高裁平成24年（ネ）第1769号平成25年

12月25日判決・民集68卷8号900頁

### 別紙3 関係法令の概要

掲記した証拠のほか、神奈川1陣最判（原審の認定事実）を参照した。

1 (1) 昭和22年に公布された労働基準法（一部を除き同年11月1日施行。以下、昭和47年法律第57号による改正前の労働基準法を「旧労基法」とい  
5 う。）においては、以下の規定が設けられた。

ア 使用者は、粉じん等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならぬ（42条）。

イ 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換  
10 気等に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置  
を講じなければならない（43条）。

ウ 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない（4  
4条）。

エ 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、  
15 当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない  
（50条）。

なお、使用者が42条及び43条の規定により講ずべき措置の基準及び労働  
20 者が44条の規定により遵守すべき事項は、命令に委任された（45条）。

(2) 労働大臣は、昭和22年10月31日、旧労基法の規定に基づき、労働安  
25 全衛生規則（同年労働省令第9号。甲B1。以下「旧安衛則」という。同年  
11月1日施行）を制定した。旧安衛則には、以下の規定が設けられた。

ア 粉じん等を発散するなど衛生上有害な作業場においては、その原因を除  
去するため、作業又は施設の改善に努めなければならない（172条）。

イ 粉じん等を発散する屋内作業場においては、場内空気その含有濃度が  
25 有害な程度にならないように、局所における吸引排出その他新鮮な空気  
による換気等適当な措置を講じなければならない（173条）。

ウ 屋外又は坑内において、著しく粉じんを飛散する作業場においては、注

水その他粉じん防止の措置を講じなければならないが、作業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない（175条）。

エ 粉じん等を発散し、衛生上有害な場所等には、必要ある者以外の者の立ち入ることを禁止し、その旨を掲示しなければならない（179条）。

5 オ 粉じん等を発散し、衛生上有害な場所における業務等においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えなければならない（181条）。

カ 181条等に規定する保護具は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（184条）。

10 キ 181条等に規定する作業に従事する労働者は、就業中保護具を使用しなければならない（185条）。

2 労働大臣は、昭和46年4月28日、旧労基法の規定に基づき、及び旧労基法を実施するため、特定化学物質等障害予防規則（同年労働省令第11号。甲B3。以下「旧特化則」という。一部を除き同年5月1日施行）を制定した。

15 旧特化則においては、石綿は第二類物質とされ（2条2号、別表第2）、第二類物質に係る作業に関し、以下の規定が設けられた。

(1) 使用者は、第二類物質の粉じん等が発散する屋内作業場について、当該発散源に局所排気装置を設けなければならないが、局所排気装置の設置が著しく困難であること等により局所排気装置を設けない場合には、全体換気装置を設けるなど労働者の障害を予防するため必要な措置を講じなければならない（4条1項、2項）。

(2) 使用者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない（25条1号）。

25 (3) 使用者は、第二類物質の運搬又は貯蔵のために使用する容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければな

らない（26条2項）。

(4) 使用者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、当該物質の粉じん等を吸入することによる障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない（32条）。

5 (5) 使用者は、32条の保護具について、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（34条）。

3(1) 昭和47年6月8日、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）が公布され（甲B5。一部を除き同年10月1日施行）、これに伴い、旧労基法42条以下に定められていた安全及び衛生に関する規定が改正され、労働者の安全及び衛生に関しては、安衛法の定めるところによるものとされた。安衛法は、  
10 労働基準法とあいまって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を  
15 確保するとともに、快適な作業環境（平成4年法律第55号による改正後は「職場環境」）の形成を促進することを目的としており（1条）、以下の規定が設けられた。

ア 事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮その他の省令で定める事項を行わせなければならない（14条）。

20 イ 事業者は、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない（22条）。

ウ 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、換気等に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない（23条）。

25 エ 労働者は、事業者が22条、23条等の規定に基づき講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならない（26条）。

オ 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない（55条）。

カ ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの等を譲渡し、又は提供する者は、省令で定めるところにより、その容器又は包装に、名称並びに人体に及ぼす作用及び貯蔵又は取扱い上の注意等を表示しなければならない（57条）。

キ 事業者は、労働者を雇い入れたとき及び労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない（59条1項、2項）。

なお、22条、23条等の規定により事業者が講ずべき措置及び26条の規定により労働者が守らなければならない事項は、省令に委任された（27条1項）。

(2) 内閣は、安衛法の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。甲B6。以下「安衛令」という。）を制定し、安衛令は、同年8月19日、公布され、一部の規定を除き、同年10月1日に施行された。

(3) 労働大臣は、昭和47年9月30日、安衛法及び安衛令の規定に基づき、並びに安衛法を実施するため、以下の規定のある労働安全衛生規則（同年労働省令第32号。甲B7。以下「安衛則」という。）を制定し、旧安衛則を廃止し、安衛則は、一部の規定を除き、同年10月1日に施行された。

ア 事業者は、粉じん等を発散するなど有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない（576条）。

イ 事業者は、粉じん等を発散する屋内作業場においては、空気中の粉じん等の含有濃度が有害な程度にならないようにするため、局所排気装置又は

全体換気装置を設けるなど必要な措置を講じなければならない(577条)。

ウ 事業者は、有害物を含む排気を排出する局所排気装置その他の設備については、当該有害物の種類に応じて、集じんその他の有効な方式による排気処理装置を設けなければならない(579条)。

5 エ 事業者は、粉じんを著しく飛散する屋外又は坑内の作業場においては、注水その他の粉じんの飛散を防止するため必要な措置を講じなければならない(582条)。

オ 事業者は、粉じん等を発散する有害な場所等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない  
10 (585条)。

カ 事業者は、粉じん等を発散する有害な場所における業務等においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない(593条)。

キ 事業者は、593条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない  
15 (596条)。

ク 593条に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない(597条)。

20 (4) 労働大臣は、昭和47年9月30日、安衛法及び安衛令の規定に基づき、並びに安衛法を実施するため、特定化学物質等障害予防規則(同年労働省令第39号。甲B8。以下「特化則」という。)を制定するとともに、旧特化則を廃止し、特化則は、一部の規定を除き、同年10月1日に施行された。

特化則においても、旧特化則と同様に石綿は第二類物質とされ(2条4号、  
25 安衛令別表第3第3号2)、第二類物質に係る作業に関し、以下の規定が設けられ、従来の規制がほぼそのまま引き継がれた。

ア 事業者は、第二類物質の粉じん等が発散する屋内作業場について、当該発散源に局所排気装置を設けなければならないが、局所排気装置の設置が著しく困難であること等により局所排気装置を設けない場合には、全体換気装置を設けるなど労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない（5条1項、2項）。

イ 事業者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない（24条1号）。

ウ 事業者は、第二類物質の運搬又は貯蔵のために使用する容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない（25条2項）。

エ 事業者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、当該物質の粉じん等を吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない（43条）。

オ 事業者は、43条の保護具について、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（45条）。

4(1) 内閣は、昭和50年1月14日、安衛令を一部改正し（甲B10。一部を除き同年4月1日施行）、労働大臣は、同年3月22日、安衛則を一部改正し、同改正のうち安衛則別表第2の改正規定等は同年4月1日に施行された。

上記の安衛令及び安衛則の改正により、石綿及び石綿を含有する製剤その他の物（ただし、石綿の含有量が重量の5%以下のものを除く。以下、石綿と安衛令、安衛則又は特化則が規制対象とする石綿を含有する製剤その他の物とを併せて「石綿等」ということがある。）が、安衛法57条に基づく表示義務の対象となり、名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等を表示すべきこととなった（上記改正後の安衛令18条2号の2、同条39号、上記改正後の安衛則30条、32条2号の2、33条、別表第2第2号の2。ただ

し、昭和50年4月1日において現に存するものについては、同年9月30日までの間は、安衛法57条の規定は適用しないとの経過措置が設けられた。)

(2) 労働省労働基準局長は、昭和50年3月27日付けで、「労働安全衛生法第57条に基づく表示の具体的記載方法について」と題する通達（同日基発第170号。甲B12。以下「表示方法通達」という。）を发出し、石綿等についての安衛法57条に基づく表示の具体的記載方法を以下のとおりとした。

名 称

成 分 石綿

含 有 量 %

注意事項 多量に粉じんを吸入すると健康をそこなうおそれがありますから、下記の注意事項を守って下さい。

1. 粉じんが発散する屋内の取扱い作業場所には、局所排気装置を設けて下さい。

2. 取扱い中は、必要に応じ防じんマスクを着用して下さい。

(3～5は省略)

(3) 労働大臣は、昭和50年9月30日、特化則を一部改正し（甲B13）、一部の規定を除き、同年10月1日に施行された。上記の改正のうち、石綿等に関するものの主な内容は、次のとおりである。

ア 石綿のほか、石綿を含有する製剤その他の物（ただし、石綿の含有量が重量の5%以下のものを除く。）も、第二類物質とされ、事業者の呼吸用保護具を備える義務の対象とされるなどした（上記(1)の改正後の安衛令別表第3第2号4、37、上記改正後の特化則2条1項2号、2項、別表第1第4号）。

イ 事業者は、石綿等を含む特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場には、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使

用すべき保護具に係る事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないとされた（上記改正後の特化則 38 条の 3。以下、この規定を「本件掲示義務規定」という。）。

ウ 事業者は、原則として、石綿等を吹き付ける作業に、労働者を従事させてはならないとされた（上記改正後の特化則 38 条の 7 第 1 項）。

エ 事業者は、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破砕、解体等の作業、粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業及び粉状の石綿等を混合する作業のいずれかに労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときを除き、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならず、これらの作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えなければならないとされた（上記改正後の特化則 38 条の 8 第 1 項、2 項）。

オ 石綿等を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）が、安衛法 14 条の作業主任者の選任を要する作業とされた（上記(1)の改正後の安衛令 6 条 18 号、別表第 3 第 2 号 4、37、上記改正後の特化則 2 条 2 項、別表第 1 第 4 号）。

(4) 労働省労働基準局長は、昭和 50 年 10 月 1 日付けで、「特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」と題する通達（同日基発第 573 号。以下「573 号通達」という。）を発出した。この中で、特化則の改正は、最近特に大きな関心事となっている職業がん等職業性疾病の発生状況等に鑑み、特化則の充実を図ったものであるとされ、「特別管理物質」は、人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発がんの認められたことが学会等で報告された物等人体に遅発性効果の健康障害を与える、又は治癒が著しく困難であるという有害性に着目し、特別の管理を必要とするものを定めたものであるとされた。また、同通達は、本件

掲示義務規定の掲示事項のうち、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項については、表示方法通達の当該部分と同一内容として差し支えないとした。

5 (1) 内閣は、平成7年1月25日、安衛令を一部改正し（一部を除き同年4月1日施行）、アモサイト、クロシドライト及びこれらをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を、安衛法55条により製造等が禁止される有害物等に定めた（上記改正後の安衛令16条4号、5号、10号）。

10 (2) 労働大臣は、平成7年1月26日、安衛則及び特化則を一部改正した（いずれも、一部を除き同年4月1日施行）。これにより、安衛則及び特化則の規制対象となる石綿を含有する製剤その他の物の範囲が、石綿の含有量が重量の5%を超えるものから、1%を超えるものに拡大された（上記改正後の安衛則別表第2第2号の2、上記改正後の特化則別表第1第4号、別表第5第1号）。

15 このほか、上記改正後の安衛則により、事業者は、石綿等が吹き付けられている耐火建築物等における石綿等の除去の作業を行う場合の当該作業に関する計画の届出義務が課され（90条5号の2）、上記改正後の特化則により、事業者は、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破砕、解体等の作業、粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業及び粉状の石綿等を混合する作業のいずれかに労働者を従事させるときに、当該労働者に呼吸用保護具、作業衣等を使用させる義務（38条の9第1項、2項）、建築物の解体等の作業を行うときに、石綿等が使用されている箇所及び使用状況を設計図書等により調査し、結果を記録する義務（38条の10）、建築物の鉄骨等に吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときに、当該除去を行う作業場所を、それ以外  
25 の作業を行う作業場所から隔離する義務（38条の11）が課された。

6 内閣は、平成15年10月16日、安衛令を一部改正し（施行日は平成16

年10月1日)、石綿を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング等の製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるものを、安衛法55条により製造等が禁止される有害物等に定めた（上記改正後の安衛令16条1項、別表第8の2）。

5

7 内閣は、平成18年8月2日、安衛令を一部改正し(施行日は同年9月1日)、例外的に改正附則において除外するもののほか、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を、安衛法55条により製造等が禁止される有害物等に定めた（上記改正後の安衛令16条1項、上記改正附則3条）。

10

#### 別紙4

- 1 枚目 訴状の74頁 「別紙4」を付加し、頁番号を変更
- 2 枚目 訴状の75頁 頁番号を変更
- 3 枚目 原告最終準備書面の195頁 「別紙1」を抹消し、頁番号を変更
- 5 4 枚目 原告最終準備書面の196頁 「別紙2」を抹消し、頁番号を変更
- 5 枚目 原告最終準備書面の197頁 「別紙3」を抹消し、頁番号を変更

## 別紙5 確率計算

ある建材が1箇所の建設現場に到達する確率が10%であり、建設現場の数が80箇所である場合、その建材が80箇所のうち1箇所にも到達しない確率は $(1 - 0.1)^{80}$ であり、その建材が80箇所のうちn箇所にだけ到達する確率は ${}_{80}C_n \times (1 - 0.1)^{80-n} \times 0.1^n$ である。これにより計算すると、以下のとおりである。

80箇所のうち

1箇所にも到達しない確率 約0.02% (①)

1箇所にだけ到達する確率 約0.19% (②)

2箇所にだけ到達する確率 約0.85% (③)

3箇所にだけ到達する確率 約2.46% (④)

4箇所にだけ到達する確率 約5.27% (⑤)

3箇所以上到達する確率 (100% - ①~③の合計) 約98.9%

5箇所以上到達する確率 (100% - ①~⑤の合計) 約91.2%

※備考

$${}_{80}C_n = \frac{80!}{n! (80-n)!} \quad n! = 1 \times 2 \times 3 \times \cdots \times n$$